

第九十四回国会
衆議院

地方行政委員会議録第十四号

昭和五十六年五月七日(木曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 左藤 恵君

理事 石川 要三君

理事 中山 利生君

理事 佐藤 敬治君

理事 大橋 敏雄君

池田 淳君

白井日出男君

片岡 清一君

久野 忠治君

玉生 孝久君

西岡 武夫君

小川 省吾君

石田幸四郎君

岩佐 恵美君

田島 衛君

出席國務大臣

自治大臣 安孫子藤吉君

出席府政委員

自治大臣官房長 石見 隆三君

自治省行政局長 宮尾 盤君

公務員部長 土屋 佳照君

自治省財政局長 近藤 隆之君

消防庁長官 近藤 隆之君

委員外の出席者

総理府恩給局長 勝又 博明君

給問題審議室長 大蔵省主計局共 野尻 栄典君

議課長 厚生省社会局保 加藤 栄一君

厚生省年金局企 長尾 立子君

課長 厚生省年金局企 長尾 立子君

地方行政委員会 岡田 純夫君

調査室長

委員の異動

五月七日

辞任

谷 洋一君

同日

辞任

玉生 孝久君

補欠選任

玉生 孝久君

補欠選任

谷 洋一君

同日

辞任

玉生 孝久君

補欠選任

玉生 孝久君

補欠選任

谷 洋一君

同日

辞任

玉生 孝久君

補欠選任

玉生 孝久君

補欠選任

谷 洋一君

同日

辞任

玉生 孝久君

補欠選任

玉生 孝久君

補欠選任

谷 洋一君

同日

辞任

玉生 孝久君

補欠選任

玉生 孝久君

補欠選任

五月一日

指定自動車教習所の公共性強化等に関する請願

(平石磨作太郎君紹介)(第三五五二号)

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

(愛野興一郎君紹介)(第三五五三号)

同(野上徹君紹介)(第三五五三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五七一〇号)

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第三五五四号)

同(野上徹君紹介)(第三五五二二号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

同(米沢隆君紹介)(第三五五三七三〇号)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本幸男君。

○松本(幸)委員 ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、御質問を申し上げます。

この法律につきましては、私自身余りなじみが薄く、しかも不勉強の上に、先日いただきました調査室の資料の初めにも、何か「複雑でわかってわかりにくいもの」であると断つてあるくらいでありますし、いま冒頭に申し上げたように落語の寿限無のような大変長たらしい名称の法律でございまして、果たして何を射た質問ができるかどうかかわかりませんけれども、にわか仕込みでいろいろ勉強させていただきましたので、何点かにつきまして御質問申し上げます。

まず第一点は、この地方公務員共済組合が抱えております当面の最大の課題が何であるのか、さらにまた将来に向かってこの地方公務員共済組合が抱えている課題と申し上げますか問題点は何であるのか、お伺いしておきたいというふうに思っています。

○富尾政府委員 共済組合制度は、先生御承知のように他の公的年金制度と並びまして、いわゆる公的年金制度の一環をなしております。共済制度は、公務員の退職後のいわば生活の保障をする制度でございます。御指摘のようにいろいろな問題を抱えております。その中で特に大きな問題は、一つには、いわゆる老後の保障の役割をしております。この共済年金制度というものが、将来を見越しても財政的に十分成り立つような状況になっ

ているのかどうか、あるいはその給付水準というものが現在の状況でいいのかどうかというように、そういう問題が一つあるわけでございます。それから、さらには公的年金制度の一環でございますので、共済年金制度と他の公的年金制度との関係において、給付水準その他についてバランスがとれているのかどうか、こういった基本的な問題も検討課題とされております。そのほか、そういうことに関係をいたしましていろいろな問題がありますけれども、現在非常に大きな課題とされておりますのはそのようなところであろうかというふうに考えております。

○松本(幸)委員 実は、けさ起きました。またまたテレビのスイッチをひねりましたら、第二臨調で公務員の年金が他に比べて高額であるからこれを検討課題にしてメスを入れるというようなことが報道されておりました。きょう、地方公務員の年金の引き上げについて審議をするやききに何か水をぶかけられたような感じがしたわけでありまして、果たして地方公務員共済が、掛金あるいは給付を含めまして現行の制度で将来に向かって維持できるのかどうか。

すでに、国鉄等の共済についてはいわゆる成熟度に達して、財政的にも破綻の寸前にあるということがしばしば言われているわけでありまして、けれども、地方公務員の共済の場合にはまだそこまではいっていないようでありまして、現行の制度を維持して、掛金あるいは給付、両面を考えた場合に、将来に向かって維持できるのかどうかという点につきまして、ひとつお答えをいただきたい。

もう一つは、いま申し上げた第二臨調が一つの検討課題としてメスを加えるということについて、自治省としてのお考えもあわせてお伺いしたいと思います。これはきのうの質問になかった

わけでありませうけれども、たまたまけさのニュースでそのようなことが報道されておりますので、あわせてお伺いしておきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 最初に、現在の地方公務員共済組合の財政問題の御質問にお答えをしたいと思います。

現在、地方公務員共済は幾つかの組合、年金財政の計算単位としては十六の単位から成つておりますけれども、それら全体を通じて年金財政の将来見通しはどうかということにつきまして、若干の前提を立てて推計してみますと、次のような状況にならうかと考えております。

その前提といひますのは、これは非常にむずかしい計算になりますので、一つには組合員数を一定としまして、第二に給与のベースアップとかあるいは年金改定率については毎年五割ずつ見込む、こういうような前提を立てて二十年程度の先を計算してみますと、これは非常に粗っぽい推計になるわけですが、現在の財源率を据え置いた場合には、単年度の収支がマイナスとなる最初の年度はおおむね昭和六十九年度ごろではないか。つまり、給付に要する費用の方が入ってくる収入を上回る年度が六十九年度ごろである。それ以降は積立金を取り崩していくことになりまして、積立金がだんだん減つてまいりまして、それが全くなくなるのは昭和七十八年度ごろではないか、こういう計算といひますか推計が出ております。

もう一つは、前提をもう一つ置きまして、国家公務員共済組合連合会が年金財政の将来推計をしておりまして、そのときに用いております前提条件と同様に、財源率を今度は若干ずつ上げていくということにいたしまして、昭和五十九年度に二〇%引き上げる、それから六十四年度に二五%引き上げる、六十九年度に三〇%、七十四年度に三五%ずつ引き上げる、そういう前提を立てて計算をしますと、単年度収支がマイナスになるのがずれまして昭和七十七年度、それ以降は積立金が漸減をしていく、こういうことが粗い推計として出ております。

したがって、こういうような推計結果から見ましても、あるいは他の年金制度の状況から見ましても、将来の年金財政というものを安定させるためには、財源率のある程度の引き上げがどうしても必要になるわけでありませう。

それと同時に、いまのような、地方共済でそれぞれ十六の単位に分かれていっているような姿でいいのかどうか、こういう点についてもさらに検討していかなければならないということが考えられますので、こういった点につきまして共済年金制度基本問題研究会というものを設けて現在研究をいたしておりますので、そこでの検討結果も踏まえて将来適切な対処をしていきたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

それから、第二臨調の関係で年金制度が取り上げられるのではないかとのお話でございますが、いまのお話にありますが、年金制度についてはいわゆる官民格差論といひますか、官民の間に較差があるということがかねがね言われておりまして、たとえば支給水準の差とか、あるいは費用負担の差とか、いろいろなことが言われておるわけでございます。こういったものについて、私もまだ正式に伺つておりませんが、報道するところによれば、第二臨調で緊急課題として取り上げて検討しようというような御意向があるようでございます。

この問題は、いずれにしても公的年金制度全体を通ずる大きな問題でありまして、かねてから議論されていることではありますし、また私もとしては、共済年金制度の基本問題研究会でも取り上げて研究していただいております事項でもございまして、第二臨調での検討方向というものについては十分注目をしたいというふうな考えでおるわけでございます。

それから、先ほど財源計算のところでも申し上げました二〇%、二五%というふうなもの、これは二〇パーミ、二五パーミ、三〇パーミ、三五パーミ、こういうことでございまして、訂正をさせていただきます。

○松本(幸)委員 臨調が言うところのいわゆる官民格差、何か少しがみがかもしませんけれども、いろいろな形で人件費が公務員の場合には民間に比べて高いのだ、年金もしかりなんだ、こういうようなことで、いわゆる人件費攻撃といひましようか、そういうところは何となく焦点が向いていっている感じがしないでもないわけでありませう。当然、公務員の共済と厚生年金、船員保険さらにはまた国民年金等々については、それぞれ歴史的な経過もありまして沿革が違つていまして、すから、ただ単に現象面だけをとりえて、金額だけのことで高いとか低いとか言うことは、必ずしも當を得ていないと私は考えるわけでありませう。

いまのお話で、いずれにしてもかなり長期に展望した場合には、現行制度のままでいきますとやがてはパンクをしようというふうなことが見込まれるわけでありませう。地方公務員の場合には、かなり先まで何とかやっていけるという状況であります。特に先ほど申し上げたように国鉄等の共済についてはもうパンク寸前だという状況の中では、地方公務員の方は相当期間このまま維持できるとしても、国鉄等の共済との関連というもののについても全く無関係ではあり得ないのではないかと、そういうふうに考えられるわけでありませう。

そういう点を含めまして、基本問題懇談会なり地方公務員共済組合審議会でありませうか、これらの機関で検討が進められているようでありませうけれども、これらの答申というものはいつごろ出されることになるのか、その点の見通しについてお伺いをしておきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 ただいまの御指摘にありましたように、いわゆる共済年金制度というものと他の公的年金制度については、沿革の違いあるいは性格の違いというものがあつたので、官民格差といふことについては、そのあらわれたものだけで単純に比較できない、もう少し掘り下げて比較しなければならぬということはお指摘のとおりであります。そういう問題等につきまして、共済年金制度基本問題研究会が昨年六月から発足をいた

しまして、おおむね二年をめぐりその研究を現在やつておるわけでございます。

この共済年金制度に関する問題、特にいまお話がございました国鉄の共済組合等の問題も含めまして検討を急がなければならぬという考え方から、二年間ということではあります。できるだけ早い時期に中間的な報告等も取りまとめようではないかというふうな議論をして、目下研究を急いでおるところでございます。ただ、いつそいつの間報告を出すかというふうなことにについては、まだ明確なめどは立っておりません。

○松本(幸)委員 いずれにいたしまして、いまお話しのように地方公務員の共済だけでも十六も単位組合があつて、法的費用は別としましても、それぞれ掛金が違い、給付等も多少の違ひがある。そういうものを統合するだけでもなかなか容易ではないと思ひます。いわんや国民年金を含めて厚生年金あるいはその他の年金等を全部統合するということは容易ではないと思ひますけれども、やはり究極的にはその方向に向かつていかなければならぬというふうに思ひますので、今後十分年金財政を勘案しながら、それらの抜本的な改革について御検討をいただきたいというふうに考えます。

続いて、具体的な問題の質問に入りたいと思ひます。

まず第一点は、地方公務員共済組合のいわゆる長期給付に対する費用の公的負担でございませうけれども、厚生年金を例にとれば、国庫の支出金が一〇%ということになっておりますが、地方公務員共済の場合は国庫の支出金は全くない。民間の事業主と同じような、それぞれの地方団体が事業主負担をすると同時に、いわゆる国庫支出に見合う公的負担をやつてい、こういう現況のようでありまして、それが大体一六%、こういうことのようにあります。

このように、厚生年金に対しては国庫が一〇%の公的負担をやり、地方公務員の場合には国庫は全然支出をしないで地方団体から一六%の公的負

担が行われておる、こういうように費用負担が異なっているのはなぜなのか、その理由についてひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 いま御質問にありましたように、厚生年金等につきましては国が財政負担をしておる、地方公務員の共済組合に対しては国の財政支出はない、こういう点については古くからいろいろな議論があるところでございます。

この問題につきましては、国庫負担をしてもいいのではないかと、こういう議論を制度創設のころもいろいろやっていたわけですが、地方公共団体がいわば公経済の主体ということであるわけですから、その公経済の主体である地方団体が国と同じような形で負担をする、こういうことで現行制度で決着を見たというのがそのときの経緯でございます。

もちろん、こういった制度の仕組みについていろいろな立場からの議論があることは確かでございますが、それについて、この問題を厚生年金制度と同じような形で、他の公的年金制度と同じような形で、当然国が負担をするということに制度を直ちに改めることについては、相当議論をしていかなければならない問題であるというふうに考えております。

なお、各地方公共団体が公経済の主体として負担をしております公費負担分につきましては、地方財政計画上、当然地方団体の義務的な経費だという形で、交付税の中に織り込んでそれを見ておるところでございます。

○松本(幸)委員 この点につきましては、また後ほど御質問があらうかと思ひますので、余り時間がございませぬから次に移りたいと思ひます。

次に、掛金の負担割合の問題でございます。原則的には事業主と被用者が折半の負担ということになってはいるわけですが、最近、民間の企業においては、いわゆる保険料の負担割合で事業主がより多く負担をするという傾向が高まっておりますし、また労働組合の方からも、今回の春闘でもそういった要求が大きな項目として掲げられ

ているということもございしますが、現状において、民間企業の健康保険あるいは厚生年金等の負担割合がどのようになっているか、原則的には折半というところでありますが、かなり事業主負担が多くなりつつある、こういう状況であります。この現状をどのようにとらえられているか、お伺いしたいと思ひます。

○宮尾政府委員 長期給付の費用負担につきましては、使用者の負担と被用者負担との負担割合の御質問でございます。

この点につきましては、他の共済年金制度はもちろんでございますが、厚生年金等におきましては労使折半の原則というものがとられておるわけでございます。使用者負担をもう少し上げて被用者の負担を軽くしたかどうかという御意見については、そういう公的年金制度全体を通ずる基本原則というものを考えることになりまして、これは非常にむずかしい問題だというふうに私どもは考えておるところでございます。

○松本(幸)委員 一方では、公務員の年金が高いというようない意見があり、それから、官民格差がかなりあるというようないことが言われておりますけれども、他方においては、最近の傾向として、いわゆる企業年金といったような制度も導入をされてきているという状況で、しかも、いま申し上げたようにこの保険料については、当然被用者の負担分については社会保険料の控除として税金の控除が行われる、事業者の負担についても当然これは損金に算入をされて課税が免除される、こういう状況の中で、言うならば、賃上げよりもそういった福祉の面で給付をしていった方が会社自体としてもいいというようない考え方がある。

もちろん、給与それ自体も経費にはなりますけれども、そういう傾向があるという中で、地方公務員に關してだけはあくまでも折半でなければならぬという理由というものは成り立たないんじゃないか。

大体、国家公務員の基本になる給与それ自体も、いわゆる物価であるとかあるいは民間の賃金であ

るとかそういったものを考えて、特に民間賃金の実態を調査した上に立つて勧告が行われ、改定が行われる、こういうことで民間に準拠をしている。たとえば、これはいまここで論議するのはまだ早いかもしりませんけれども、これから審議が予定されております定率制の問題についても、これは民間がこうだから国家公務員の場合もこうだといふのが大きな理由の一つになっているというところから考えますと、民間がそういう傾向にある中で、公務員についてはそれはできないんだという理由がないんじゃないかというふうに思ふわけですが、ひとつお考えを重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○宮尾政府委員 ただいまの御質問は、いわゆる企業年金も含めた御質問であらうというふうに思ひます。

共済年金制度につきましては、これはよく言われますように、公的年金、いわゆる企業年金を別にいたしました公的年金制度というものと、さらに職域年金的な性格というものの、企業でいいます企業年金的な性格、こういうものを兼ね備えた制度であるというところはよく言われておるわけでございます。

そういう意味からいたしますと、共済年金制度の給付水準とか費用負担の状況とかというものはものを厳密に比較する場合には、他の公的年金制度のほかに企業年金も含めたもので全体を比較していかねばならないというところは言えるのだらうというふうに思ひます。

そういう見方からした場合に、共済年金制度といふものは一体どうあるべきなのかという議論を、先ほど申し上げました研究会等でもいろいろな角度から研究をしておるわけでございます。それから片方では、公的年金制度自体としてどういうふうにしていくかという、これは厚生年金とか国民年金等を通じて議論が別の立場でされておる、企業年金についても、最近いろいろなものがある、企業年金について、それぞれの企業が企業年金の仕組みといふものをつくりつつある、そういう状況

も十分踏まえていかなければならないことは事実であります。

したがって、その官民格差ということで、共済年金の給付水準が高いではないかと費用負担の關係はどうかというようない議論については、確かに先生がおっしゃるようない、そういうものを、全体を含めた総合的な判断をすべきでないかならないというところは私も十分踏まえておりまして、そういう点で、さらに研究会の研究結果というものを期待をしていきたいというふうに思つておるわけでございます。

○松本(幸)委員 余り時間がありませんので、その点につきましては、民間との比較がしばしば行われるわけでありまけれども、民間の企業の場合には、保険料率の負担が事業主七、被用者三というようない形で、七対三の割合になっている企業もかなり多く見られるようになったわけでありまして、さらにまた、民間の場合には、いろいろな従業員、保健の事業等に対しても、これは健康保険とかなんかがやるのではなくて、事業主の全額負担で従業員の保健対策等が行われるということもあるわけでございます。

ところが共済の場合には、いわゆる福祉事業として、短期給付分の百分の十であります。それは限度として何か福祉事業に回している。本来は事業主がみずから全額負担をしてやらなくてはならないことを共済組合の方でやっているというようないこともありますので、そういう点を総合的に勘案いたしまして、この保険料率といふものは掛金率についても、今後十分御検討いただきたいというふうに考えるわけでありま。

次に、年金額の改定の時期の問題でありますけれども、これも余り多くの説明を要しないと思ひますが、いずれにしても、恩給から始まる厚生年金あるいはこの公務員の共済年金、いずれも年金と名のつくものについては大体一年おくれになつて、地方公務員共済組合のそれぞれの年金についても一年おくれで実施をされる、こういうこととでありますけれども、先ほど冒頭の御質問に対

してお答えがございましたように、これは地方公務員に対する老後の生活保障であるというような御説明があったわけでありました。

そういう点を考えますと、大体一般的に物価と賃金と年金、この関係を見ますと、昔は、政府やあるいは経営者団体が、賃金を上げるからインフレになるんだ、物価が上がるんだというふうなことを盛んに宣伝した時期もありましたけれども、最近はそのようなことは全然おきびにも出さなくなりました。何か物価の上昇に見合った賃金だとか、経済との整合性であるとか、あるいは企業における支払い能力であるとか、生産性の向上に見合った賃金であるとかいうような違った言い方がされてきているわけでありました。いずれもこれは、賃金抑制のための一つのPRだと思ふのでありますけれども、昔のように、賃金が上がるから物価が上がるんだという論は影をひそめていると思ふのであります。

そこで、何といつても物価がまず上がる、これは昨年の例でももうはっきりしているわけでありまして、先日の新聞でも、明確に一・一％実質賃金が目減りしたということが毎勤統計で明らかにされているわけでありましたから、そういう意味では、とにかく物価がまずトツプランナーで走っている、その次に賃金がそれにくっついていく、その次に年金、こういう順序になっていると思ふのであります。

やはりスライド制がそのまま実施をされていながら、技術的にも、あるいはまた年金財政の面から考えても、なかなか容易ではないと思ひますけれども、しかし、老後の生活保障としての給付であるという基本的な考え方からすれば、本来なら、物価が上がれば賃金も上がり、賃金と同時に年金も上がらなければ、年金生活者というのは一番大変なわけでありました。

昨年の場合には、ある程度の賃上げが行われても、なおかつ一・一％物価の方が上昇して賃金が目減りしたということなのでありますから、当年度に改定が行われない年金については、これはも

う物価の上昇分がそのままストレートに目減りに連動してくるわけでありました。そういう意味では、やはり一年おくれということについては、技術的な困難さ、あるいは年金財政の問題等があるといふにしても、これは何とか考えてもらわなければならぬことだと思ひますが、その辺のことにつきましてどういうふうな考えておられますか、お伺いしたいと思います。

○宮尾政府委員 共済年金は退職者の退職後の所得の保障ということを考えての制度であることは、そのとおりでございます。御承知のように共済年金制度は、沿革的には一つには恩給制度からの流れを受け継いでおるということがございまして、その年金額の改定等につきましては、実施時期も含めて恩給法の取り扱いに準じてやるといふことでこれまでずっと推移してきておるわけでございます。それが一年前の公務員給与の引き上げ措置を一つの基本的な考え方としておることであるおくれということ、かねがね議論されておるわけでございます。

御質問にありましたように、物価なり生計費なりが給与の引き上げに關係しておる、そして給与の引き上げ等が参考とされて恩給あるいは年金の金額改定が行われておることは確かでございますけれども、要は年金の支給水準が適正であるかどうか、こういう議論であらうと私も思ふわけでございます。

したがいまして、共済年金の支給水準については、一つにはもつと引き上げるべきではないかという御議論が確かにございまして、私もそれでは官民格差があるではないかという御議論もあるわけでございます。そういうものを総合的に判断しながら、年金水準を将来どういうふうな考えでいくべきであらうか、それに関連をいたしました。裁定されておる年金額を毎年度どういうふうな改定をやっていくか、そういう全体的な検討をしなければならぬと思つております。したがつて、こういう点についてはかねてからの問題であ

りますので、研究会とかで公的年金制度全体を通ずる問題として、年金水準の問題として、今後もさらに検討していかなければならないと考えております。

○松本(幸)委員 お答えがあったように、基本的にはすべての年金を通ずる給付水準の問題だといふように理解はしておりますけれども、現行制度のもとにおいて、それぞれの年金がある中で一年おくれるというところは、私が指摘したように生活保障的な考え方から言ふならば、労働者は、物価が上がるから賃上げを要求して、それでやつと生活を維持できるわけでありました。ところが年金の場合には、一年おくれるということになると、ただでさえ非常に苦しい年金生活者が、一年間は二重の苦しみを味わうことになるのではないかと思ふのです。

その点については、やはり何としても物価の上昇に見合つて賃金も引き上げられ、同時に年金も引き上げられるということにしない限り、年金生活者はとにかく一年おくれということ、その間は物価は上がる、年金は据置き、こういう形で在職の労働者の場合には、賃上げがありますから何とかカバーできますけれども、年金生活者は、改定が行われない限りは物価が上がった分だけはいやおうなしに目減りしてしまうわけですから、その辺のところはぜひ今後十分検討して、何とか一年おくれでないような措置がとられるように御努力をいただきたい、こういうふうに思ひます。時間が余りありませんし、附帯決議等の関係もございまして、あとはまとめて御質問申し上げておきます。

懲戒処分者に対する年金の給付制限のことにつきまして、厚生年金等では、刑罰を受けて解雇になったとかその他の事由によつて懲戒的な形で離職を余儀なくされた場合でも、年金の給付との関係は遮断されておりますから、別に年金の給付には影響がないことなっておりますが、公務員の場合には、公務員という身分、こういった関係から、懲戒処分によつて退職した者

については給付の制限が行われているということでありました。これも、他の年金との権衡から考えまして検討すべき問題ではないかと思ひますが、年金の性格が、先ほど来言つておりますように老後の生活保障的なものである、あるいはまた一説には、既往の労働に対する後払い賃金的なものであるといふような論もあります。そういうことかからいたしまして、懲戒処分者に対してこのようにきつい給付の停止、制限が行われておることについては、権衡上やあいが悪いのではないかと思ひますので、どのような形でこれが検討されておるかという点。

それから、地方公務員共済の場合の遺族年金の給付につきましては、現在百分の五十、こういうことでありますけれども、これもやはり給付水準をもつと引き上げるべきではないか。私どもの考え方では、八〇％程度にすべきではないかと考えているわけでありまして、これらのことについてどのような検討がなされているかということ。

さらに第三点として、退職年金受給者の特に短期給付の關係で、医療等の給付について任意継続の期間をもつと延長することができないかどうかという点であります。医療の給付につきましては、多年にわたつていろいろ利用してきた医療機関等もありまして、あるいはまた、任意継続の期間以後は当然国民健康保険に加入をする、こういうことになりましたと、国民健康保険財政の観点からしてもやはり問題があるのではないかとはいふように思ひますので、そういう点をあわせ考へて、現行の任意継続期間をもつと延長すべきではないかと思ひます。

それらのことについての検討されております現状について、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 第一点目の懲戒処分者に対する年金の給付制限の問題でございます。これについては附帯決議もいたしておりますので、目下、共済年金制度共通の問題として、先ほど申し上げま

した研究会で検討をいたしておる段階でござい
ます。まだ具体的にその検討方向が固まってお
りませんけれども、いずれにしても、緩和する方向で
検討をしております。なお、これについては審議
会等の御意見も聞かなければなりませんので、共
済年金制度それそれの所掌しております各省との
間でさらに議論を詰めて、審議会等の方にも
御相談をして、何らかの成案を得ていきたいとい
うふうに考えております。

それから、第二番目の遺族年金の給付水準の問
題でございします。これもさらにもっと引き上げ
べきであるというかねの御意見でございします
が、遺族に対する給付につきましては、御承知の
ように、遺族の中でも特に配慮しなければなら
ない寡婦につきましては、寡婦加算の引き上げとい
うようなこともいろいろ講じまして、相当程度の
水準にまで達してきているというふうに考えてお
ります。

ただ、寡婦のみならず全体の遺族の給付水準を
さらに引き上げるといふことにつきましては、こ
れは遺族の所得保障という立場から見ますと、か
えって不公平になるのではないかと議論もあ
りまして、私どもとしては、そういう意味ではに
わかにそういう方向をとることはいかがなもの
であらうかというふうに考えておるわけでござい
ます。いずれにしても、今回寡婦加算の引き上げ等
もやりましたし、そういう恵まれない、特に配慮
を要する遺族についての給付水準の引き上げ等
について配慮をしていきたいということを考えてお
ります。また、この問題については、研究会等
でもさらに検討をすることとして研究をいたして
おります。

それから、短期給付について、いわゆる退職者
についての任意継続の制度でございしますが、こ
れにつきましては、これまでいろいろな検討をい
たしまして、昭和五十一年の制度改正におきま
して、適用期間を一年のものを二年に延長するとい
うような措置を講じております。こういった措置
は、健康保険組合と全く同じような措置を講じて

おりまして、さらにこれを御質問のありましたよ
うな形で期間を大幅に延長するかどうかというよ
うな問題につきましては、老人医療についてどう
いう制度の仕組みというものを考えるべきかとい
うような議論がすでにいろいろ検討されてお
りますので、そういう方向等もながめながら、この問
題については研究をしていくべき問題だというふ
うに考えておる次第でございします。

○松本(幸)委員 時間が来たようでありますの
で、実はもう一つ、地方公務員共済組合が行つて
おります福祉事業のことにつきましてお尋ねをし
たかったわけでありまして、それは割愛を
いたします。

いずれにいたしましても、私どもの立場からす
れば、いま地方公務員に対してはラスパイレズ指
数が高いとか、あるいは年金が民間に比べて高い
とか、何となく予先が地方公務員の給与、人件費
というところどこに何か意識的に向けられている
というふうな感じがしないでもありませんし、そ
れに対応して第二次臨調等でも、その辺に焦点を
合わせていろいろ検討されるというような傾向に
もあるわけでありまして。

しかし自治省としては、地方公務員の生活
を守るという立場で、給与についてもあるいは年
金についても、今後不利益が生じないようにひと
つ十分検討していただいて、むしろ前向きに改善
をする、やたらに民間と比較をして、民間が低い
というの、民間が低いのが悪いが、悪いのであ
つて、公務員の水準までむしろ引き上げるよう
な方向で、低い方へ合わせていくんではなくて、
高い方へ合わせるようにしていく、こういう
前向きな形で十分対処していただきたいと思いま
すし、臨調等において、地方公務員の年金は高い
からこれをもっと切り下げろというふうなことに
ついては、これはもう十分留意をしていただいて、
ゆめゆめそんなことにならないようにひとつぜ
ひ御努力をいただきたいというふうに考えます。

質問を終わります。
○左藤委員長 大橋敏雄君。

○大橋委員 私は、年金に的をしぼってお尋ねを
してみたいと思います。初めに一般論になります
けれども、大臣のお考えをお伺いしたいなという
気持ちでおりますので、よろしく願ひします。
わが国の人口動態を見てまいりますと、戦後十
年間で出生率あるいは死亡率ともに半減してし
まったわけですね。少産少死型に短期間で移行し
てしまつて、御承知と思ひますけれども、平均寿命
も男子が七十二・九七歳、女子が七十八・七三で
すか、というように一挙に長寿国の仲間入りをし
てしまつたわけですね。

ということは、日本の国民は多くの方々が、老齡
という期間を長く生きていかねばならない。とい
うことは、老後のいわゆる所得保障というものが
非常に問題になつてくるわけですね。この所得保
障の最たるものが年金だということ、最近の国
民の年金に対する関心といふことが、期待とい
うものは、大変著しいものがあると思うのです。

ところが、わが国の公的年金制度というものは、
いま八つあるわけですが、どの制度もそれ
ぞれに改善はされてきてはいますもの、みん
なばらばらといふ感じが、給付も負担もあるいは
国庫補助もみんながばらばらな状態でありまし
て、そして非常に複雑であるといふようなことで、
抜本的な改善をなすべきだといふ声が高いわけ
でございします。しかし従来からの経緯、歴史、そ
ういふものがありまして、既得権とか期待権とかい
うものから、なかなかその整合といふものがむず
かしい。

しかも、いまも答弁があつておりましたように、
この地方共済年金の財政も、いまは成熟度が一
八%でございします。問題はございせんけれど
も、もう十五年、二十年先になると、現在の財源
率ではどうにもならなくなるといふ、そういうふ
うに各年金制度ともに、特に年金財政の立場から
はもう行き詰まるというのが目に見えてきて
おるわけですね。

したがって、わが党といたしましては年金
制度の抜本的な改革といふことで、基本年金構想

というものをもう四、五年前に公表いたしました
が、皆さんの批判をお受けしているところでござい
ますが、これは動機としていふと勤めていまいと、国
民であるならばひとしく少なくとも生活ができる
最低保障の年金額を支給しよう、そして勤めてい
る人あるいはそのほかに力がある人はそれにプラ
スアルファしていこうという、いわゆる二階建て
年金構想を打ち出しているわけでございします。

いずれにしても、この年金制度というものは根
本的に洗い直して、いま言ったような立場での改
革が必要であると思ひますのでございしますが、こ
の点について大臣のお考えをちょっと聞いてお
きたいと思ひます。

○安孫子国務大臣 年金制度の今後を考えま
す、きわめて重大な問題を抱えておると私も考
えております。日本の年金制度は、いまお話しのご
ざいしましたとおり、個別的にそれぞれの構想に
基づきまして、端的に申しますと、ばらばらにい
ろいろな年金制度が発生してきたわけござい
ます。それでそれなりの沿革、また運用も行われ
てきましたけれども、今後の状態を考えますと、こ
のままでは済むものじやないと思ひます。

いま少産少死というお話がございましたが、恐
らくこれから労働する人の数は相当減つてくる。
しかも、扶養せにやならぬ老人人口が非常に膨大
になる。そういう場合に、これが結局国民の負担
になるわけでありまして、租税の負担にもなる
わけでありまして、大ぜいの老人を抱える、そ
の負担を少数の労働する人間が抱えるという場合
に、一体それでおさまるのかどうか、これは非常
に懸念を持たれる点でございします。西諸国を見
ましても、その点は非常に大きな国民的問題に
なつておるわけございまして、日本の場合にも
必ずそういう時代が来ると思ひますのでござい
ます。

したがって、その経過を円滑にやっています
ために、いまからこの問題に留意をいたし
まして、でき得べくば各種の年金制度を統合し
ていく。それから、国の負担と雇用者の負担と国

民の負担をどういうふうに分けてやっていくかということ、長期的な観点に立ちまして十分検討いたしまして体制を整えていかなければ、その時期になりまして何とも処置のない事態が発生するものだろうと思っておるわけでございます。

したがって、きわめて重大な今後の老齢化社会における最大の課題だとして認識を深めながら、この対応策を急がなければならぬという問題だと私も認識をいたしております。その場合に、いろいろ困難な問題はあろうかと思ひますが、決意を持ってこれに当たるといふのが政府としてとるべき方策だろうと思ひますが、その中におきまして基本年金構想と申しますか、これも一つの有力な御意見として評価をしていくべきものだろうと考えております。

(委員長退席、中山(利)委員長代理着席)

○大橋委員 年金に対する大臣の関心は、私が思っていた以上に深いものであることを知りまして非常にうれしく思います。また、わが党が提唱しております国民基本年金構想に対しても、有力な参考意見だという趣旨の発言もありまして、どうも一つ一歩掘り下げて研究もしていただきたいし、ともに日本の年金制度のあり方、統合問題についてあるいは抜本的改善について、真剣に取り組んでいきたいという気持ちでいっぱいでございます。

そこで、少々具体的に申しますけれども、地方公務員等共済年金の性格についてでございますが、申し上げるまでもなく、これは公務員制度の一環としての制度でございます。当然職務条件が厳しい、縛りもかかる、あるいは反則すると支給カットになる等々があるわけでございますが、しよせんこの共済年金の持つ性格、これについて簡単に結構ですからお答え願いたいと思ひます。

○宮尾政府委員 共済年金の性格をどう考えるかということでございますが、もちろん共済年金も社会保障としての公的年金制度の一環である、こ

ういう基本的な性格は持つておるわけでございすが、それと同時に、公務員制度の一環として職域年金の性格というものもあわせ持つというふうに言われております。さらに経過的には、戦前から恩給制度等を引き継いでいる、こういう経緯もあるわけでございます。

○大橋委員 私が今度質問に当たつていろいろと研究してまいりました認識は、社会保障の部分といひますか、それといひゆる職域年金がプラスアルファされた内容なんだ、厚生年金と少し違うわけですね、その認識はよろしいですか。

○宮尾政府委員 いわゆる企業の従業員等を対象にしました厚生年金と違ひますところは、地方公務員法にも規定されておりますように、公務員制度の一環としての性格というものが共済年金制度にはある、これが違うところだといふふうに私は考えております。

○大橋委員 たとえば厚生年金の場合は、あくまでも生活の向上あるいは社会保障的な要素が基礎になつておるわけですね。それにいひます共済年金は職域年金、企業年金のものがプラスされるのだ、このように私は理解してゐるわけでございします。

そこで、社会保障的な部分といふ年金の水準はどういうふうにかえられておるのですか。

○宮尾政府委員 社会保障的な意味での年金の分といふのは、きわめて大ざっぱに申し上げれば公的年金の分である、こういうふうにかえるわけでございますが、公的年金制度が具体的にどういふものであるかといふことについては、それが直ちに厚生年金であるといふことにはならない。しかし、公的年金制度の非常に大きな部分といふのは、その基幹的な部分といふのはもちろん厚生年金がしよっておりますが、それだけで直ちにそれがイコールだといふふうにかえることについては問題があると思ひます。

(中山(利)委員長代理退席、委員長着席)
○大橋委員 要するに、社会保障的部分といふものをそのまま厚生年金の額だ、これが水準だと言

うわけにはいかぬけれども、公的年金全体ということになれば共済年金も含まるわけですから、プラスアルファといふところの問題が理解しにくいので、直結はしないけれども、社会保障的部分と言へば厚生年金等が一応のめどになる、こういう考えはおかしくはないですね。

○宮尾政府委員 公的年金制度については幾つかの体系があるわけでございしますが、その中で民間における公的年金の代表格に当たるものは厚生年金だといふふうにかえてよろしいかと思ひます。

○大橋委員 いまの答弁ではつきりしたように、厳密に言へば多少違つてきますけれども、一般論からいけば厚生年金の水準が社会保障的部分に当たるのだ、こういう認識もされる。したがって、共済年金といふのは一般論で言へば厚生年金プラスアルファ、幾つかXとでも申しますか、それがつくの、こういう認識でいいですね。

○宮尾政府委員 きわめて図式化した考え方をとれば、そういうことでよろしいといふふうに私も考えております。

○大橋委員 それではお尋ねいたしますけれども、共済退職年金の新規定者の年金がいわゆる通年方式による算定額で支給されてゐるわけですね。そういう方々が既規定者の中で六割ぐらい占めておると聞いておるのですけれども、この点はどうですか。

○宮尾政府委員 通年方式の適用者の状況でございますが、五十五年四月一日以降の退職者、つまり五十五年度の新規規定者について見ますと、通年方式を適用されている者は、退職年金では約二二%、それから障害年金、これは公務員の場合でございますが、これで約四六%、それから遺族年金、これも公務員の場合で約二二%、こういう状況になつております。

○大橋委員 総体的に見ると、五割、六割程度になつてゐるといふことでしよ。

うものは、先ほど言われました厚生並びの水準プラスXということにはなつてこないわけですね。そうですね。

○宮尾政府委員 いま申し上げました全体の平均値が、割合が違つておりますので、後でちよつと訂正をさせていただきますと思ひます。

ただ、いま退職年金なり障害年金なりについて個別に申し上げたところは、そのとおりの数字でよろしうございします。

そこで、基本方式の適用者の方が全体としては、これからの五十五年の段階で見ると多い、こういうことになつておりました。その厚生年金にいひば職域年金のものがプラスされてないから先ほどの性格論とちよつと違つてないか、こういう御質問だろうと思ひますが、その点につきましては、いまの通年方式といふのは先生御承知のように厚生年金の計算方式を借りてやつてゐるわけですね。

厚生年金と共済年金と比較しますと、たとえば基礎給料の算定の仕方といふものは違つてございしますし、併給調整があるかないかと、いろいろな制度的な違いがありますので、直ちに、厚生年金のルールを借りてきてゐる通年方式の適用者が相当数あるといふことから、共済年金制度が厚生年金プラスアルファといふことになつてないといふのは、そういう金額といひますか、支給金額だけで比較することは無理ではないか、むしろ制度全体として考える必要はあるのではないか、こういうふうにかへては考えております。

○大橋委員 もともと共済年金には、共済年金の法律によつて算定方式が決められてゐるわけですね。それが昭和四十九年から、いまの通年方式が加味されてゐるわけですね。これはなぜ加味されるようになったのか。それは恐らく、厚生年金の計算でいった方が先ほどの共済組合本来の支給計算よりもよいにもたえらる立場になるから、こちらを選んだらいかですかという、ある意味での優遇策としてとられたと私は思ふのです。それはそれなりに、私は理解するのですけれど

も、しかしここに問題が起るのは、共済年金の本来の姿は、社会保険部分プラスアルファ、いわゆるXというものであることになれば、いまの通年方式というものは厚生年金のレベルでしかないから、その本来の趣旨にもとじやないか、こう言っているわけですよ。はっきり言えば、共済年金の算定方式に欠陥がある、こう私は思うわけです。

というのは、加入期間二十年を超えなすと給付率が百分の一・五に変わります。下がりますね。二十年までは百分の二です。それが百分の一・五に下がるわけですよ。また、加入年数はいかに長くとも四十年で頭打ちという計算方式になるわけです。あるいは、共済組合員の給与が低いほどに厚生年金方式、いま言った通年方式の方が有利となる。要するに、厚年の定額部分が非常に高くなってきたという現実からこういうことになつてきたと思うのです。また厚生年金には、基本年金部分とそれから加給年金がプラスされるわけですね。しかしながら、共済には加給年金制度はないわけです。

こういう立場から考えてまいりますと、いま二つに並べられている共済年金の計算方式というのは、根本的に洗ひ直すべきだと私は思うのです。いかがですか。

○宮尾政府委員 いまの通年方式の問題でございしますが、そもそも地方公務員共済組合制度というのは、たびたび言われますように、本人あるいはその扶養者の退職後の所得保障制度であるという観点から、社会保障的な性格を持つておるということもありまして、いわゆる厚生年金の給付水準も考慮しながら、もちろん共済年金では、いま御質問にありましたような算定方式、本来の基本的な算定方式というものを決めておるわけですが、厚生年金の算定方式といいますが、厚生年金の給付水準も考慮いたしまして、四十九年にいまのような定額部分と所得比例部分、給料比例部分、こういうものとを合算した通年ルール方式、こういうものを取り入れて高い方を支給するという仕

組みをつくったわけでございます。で……

○大橋委員 それで、それをつくったのは、共済年金のいわゆる下級職員などは、むしろ厚生年金の方が率がいいぞ、だからこちらにしてあげましようというところでございよう。だけれども、厚生年金ならば加給年金までつくわけですからいいけれども、共済になるとそれがなくなる、不利な立場になるでしよう、こう言っているわけですよ。そうでしよう。同じ掛金ならいざ知らず、掛金率は、歴史から見ると共済の方が高い掛金率を掛けつけているかつこうにもなりますし、そして当然保険料が高くて、あるいは加入期間が長ければ、常識的に言えば高い年金がもらえるのが普通です。ましてや、共済年金というのは地方公務員制度の一端だということから、普通の社会保障的部分よりもプラスアルファされているのだ、こういう年金にしなければならぬのだということになつておりながら、いま厚生年金の方がどどん改善されて高くなつてきた、これでは共済年金のある人は低くなる、これは申しわけないということとで、四十九年から新たな計算方式の制度を取り入れたわけでしょう。

しかし、それはおかしいんじゃないか。あなたはさつき、報酬のとり方、全期間の平均、これは厚生年金はさうだ、共済の方は最終一年間の平均をとるので、そういうことから一概に相対はできないんだという言ひ方をされたけれども、明らかにここに問題があらわれてきていると私は思うのです。時間がないので、次の問題とあわせていきます。

スライド問題を取り上げるとはつきりしてくるのです。今回の地方共済のスライドアップは平均四・四％です。これは、あくまでも給与スライド方式をとっているという立場からだとおもうのですけれども、厚年の場合は今回は一回一回というよりも物価スライド方式をとっているわけでありまして、五十五年度の消費者物価上昇率は七・八％と決定しました。そうしますと、当然七・八％のスライドが厚生年金にはとられるわけ

です。そうでしよう。ところが共済年金の方になると、いまあなたがおっしゃった定額部分については七・八％で計算されます。しかし、報酬比例部分はいま言った四・四％の計算でしよう。ここに非常に矛盾が出てくるわけですよ。そうじゃないですか。

○宮尾政府委員 まず、スライドの問題についてでございますが、御指摘のように単年度をとりまして、特にいまのたとえば五十五年度の場合をとりますと四・四と七・八、こういう差が出ることは確かでございます。ただ、これは全体、少し長い目で見た場合にどちらが有利になっているかというところについては、にわかには片方に軍配を上げることができない状況になつております。それ……

○大橋委員 時間がなから、もう聞きたいことは大体出ておりますので、私がいま言っていることは、厚生年金方式で受けないければならぬ人々というのは同じ公務員でも下級職員と言われている方々に当たると思うのです。すなわち上級職員は官民格差の批判的でしよう。私、いまそちらの方を言っているんじゃないです。むしろ官官格差といいますが上級と下級の差、しかも下級の方はいま言ったように厚生年金よりも悪くなるんですよ。だから、官民逆格差になつていっていることを言いたいわけです。そこをいま言っているわけですから、そこを理解して答えてください。

○宮尾政府委員 御指摘のように、通年ルールが適用される人々というのは給与の低い方々であることは確かでございます。そういう点から見まして、いまの共済年金制度の支給水準あるいは制度全体の仕組みというものがこれでいいのかどうかという点については、先生御指摘のありましたような問題があることは確かでございます。したがって、もちろんその点については研究会でも検討課題になっておりますので、その研究会でのいろいろな検討結果というものを私も十分踏まえて、今後対処していこうという考え方は

基本的には持つておるわけでございます。

なお、先ほど数字を四四・四％と言いましたのは二二・二％の間違いでありますから、ちよつと訂正をさせていただきますと思います。

○大橋委員 いま申しましたように、今度の消費者物価が七・八％と決定したからには、厚生年金の方は相対的に七・八％アップで計算されていくわけですよ。いわゆる基本年金部分すなわち定額部分と報酬比例部分、これには七・八％が掛けられていくわけでございますけれども、共済組合のいま言った通年方式の方は、定額部分は同じ七・八％であつても、もう一つの報酬比例部分については四・四％ということになりますので、厚生年金と相対して確かにこれは率として低額になることはもう明白であります。ですから、こういう点も大いに改善していかなばならぬ問題点である。要するに、共済年金の通年方式対象者は今回のスライドで見ると限りにおいて、いわゆる社会保障部分の額、つまり厚生年金の額よりも下回る実態が出るというところを指摘したいわけでありました。もし、私のいま言ったことに対して反論があつたらしくください。時間がないので次に移ります。

もう一つの問題点は、この共済年金は公務員制度の一端という立場からある程度優遇される反面、反則者には厳しい縛りがかけられているわけでございます。これは私は、ある面ではやむを得ないと思ひますけれども、禁錮以上の刑に処せられた場合最高二割カットの給付制限がかけられているわけでございますが、これも私は先ほど質問が出ておりましたように改めるべきところではないだろうか、こう思うわけでございますけれどもいかがですか。

○宮尾政府委員 第一番目の点でございしますが、これは反論をするという意味でなくお聞き取りをいたしたいのですが、当然公務員の給与というのは、物価なり生計費なりというものを考慮して給与改定が行われるわけでございます。したがって、単年度で見ただけの場合に物価なりの上昇の傾向と給与改定というものが必ずしも一致しない

というときには、物価が高ければその物価スライドの方が有利である、こういうことになるのは御指摘のとおりでございます。ただ、その制度全体の仕組みとして物価スライドでいく方がいいのか、物価というものは当然給与改定に影響しているわけですから、その他の要素もいろいろ考えますけれども、基本的には物価が影響していますので、そういう公務員給与の改定率というものを参考にして改定をする仕組みがいいのかという議論がかねがねありまして、そして恩給なり共済年金についてはそういう給与改定率を使っている、こういうことでございます。ですから、御指摘の問題点は私どもも重々理解しておりますが、さらに検討をしてみたいというふうに思います。

それから懲戒処分者に対する給付制限の問題でございまして、この問題については、共済年金というものはお話ございましたように公務員制度の一端である、こういうたてまえであり恩給からの流れもくんでおりますから、懲戒処分者について給付制限を全く撤廃をするということは、私どもは性格論から言ってもどうかという気持ちがありました。ただ、いまの制度でいいかどうかという点についてはいろいろ議論がありまして、附帯決議もお願いしておりますので、緩和する方向で関係省庁といろいろ共通問題として現在検討をしておるわけでございます。いずれそういうある考え方が出てまいりますれば、関係の審議会等にも諮って制度を固めていきたいというふうに考えております。

○大橋委員 要するに、先ほど申しましたように共済年金の基本というものは、社会保障部分プラスアルファ何か、いわゆるXならXというものを合わせて共済年金の内容である、性格であるということからいいますと、さつき言いましたように厚生年金並に計算されていっているという人々が仮にいまのような状態になった場合、厚生年金の場合だったら、仮に刑務所に入っておろうと年金の支給については何ら問題はないわけですから、こちらになると、いま言ったように

な縛りがかかってきてカットされるということ、社会保障的な年金もさらに下回るといふ結果になるわけでございますから、これは私はやはり根本的な改善をする必要があるんじゃないかな、こういうことを言いたかったわけなんです。どうですか。

○宮尾政府委員 私ども、基本的にはちよつと違う考え方を持っておるわけでございまして、共済年金制度というのは、いまのように他の公的年金制度プラス職域年金、つまり公務員制度の一端としての職域年金の性格というものを兼ねている。したがって、それだけのいわゆるメリットといいますが、そういうものを与えてある以上、やはり公務員制度の一端としての立場から、たとえば懲戒処分等の措置を受けた人については、恩給制度が講じておると同じように給付制限というものを設けておくことは決して矛盾をしない。ただ、給付制限の仕方というものが非常に厳しいのが適正であるのかという、その議論は現在もありまして、それはあるでしょうけれども、厚生年金にないから共済年金でもやめるべきだということについては、私どもはそれはそうではないと考えるわけでございます。

○大橋委員 年金の額というものは、その加入期間あるいは保険料、掛金ですね、これに比例して多くなるというのが一般的な理解だろうと私は思います。また共済は、その趣旨から保険料とか標準報酬の変遷から見ても、当然厚生年金よりは高い額になつてもおかしくはない、こういうふうに一応考えるわけです。したがって、厚生年金と同等あるいはそれ以下になるというのは矛盾だ、私はいまこのことを言いたいところです。

そこで、一つの実例を挙げますと、給与が二十万円で在職三十年の人の場合を計算してみたいのです。いわゆる共済方式でそれを計算しますと、受給額は百三十二万円になるのです。ところが通年方式、いわゆる厚生年金方式で計算していきますと百四十五万八千円になるわけです。十三万八千円むしろ共済方式の方が低くなりますから、高い保

険料を払って長く掛金を掛けてきたというような立場からいくと、厚生年金に比べて非常にこれは不利だな、こう思うわけです。これは、あくまでもその対象者は下級職員になるわけでございまして、けれども、これは私は根本的に見直さなければならぬ問題点であることを指摘しておきます。

時間があと二、三分でございますので、最後に寡婦加算についてですが、今度大幅な改善措置がとられるわけでございますけれども、厚生年金、恩給は昨年の十月に改善されて、もう実施されているわけです。ところが共済の方は、当時、四十歳、子なし妻に対する問題がこれあり、いろいろ議論された結果、これは敬遠したために、結果的には乗りおくれといいますが、取り残された形となつたわけですね。

今回、その改善内容にいま入るわけでございまして、けれども、ということになれば、五十五年十月にその差額は週及されるべきではないか。この法律が通りますと、この四月から実施になりますね。ということとは、五十五年十月から五十六年三月まで六ヶ月間、一月に一万五百円の差が出るわけでございまして、六万三千円というのが厚年や恩給のそれと比べると開きが出てくるわけでございまして、このおくれについて週及すべきじゃないかと私は思うのですけれども、いかがですか。

○宮尾政府委員 寡婦加算の問題につきましましては、併給調整の措置等が伴つていたこともありまして、関係の審議会でも、これは慎重に取り扱うべきであるということで見送つたわけでございまして、それで、今回引き上げ措置をお願いをしておるわけですが、今回の寡婦加算の引き上げについては、これは一般的な措置の方式といたしまして五十六年度から実施をする、こういうことにしたわけでございます。

それで、厚生年金の支給開始のときまでさかのほれないのかという議論は確かにあるわけでございしますが、これは一般的にはそういう経緯を踏んで、五十六年度からの措置ということで今回法律改正をお願いをせざるを得なかったということが

一つありますし、それから仮に厚生年金と合わせさかのぼるといふことになりまして、これは併給調整措置が伴つておりますので、その併給調整についても週及しないといけないという問題が出てくるわけでございます。

〔委員長退席、中山(利)委員長代理着席〕これはすでに裁定が終わつておる人について、さかのぼつて併給措置を講じて減額をするという問題が出てくる。これはかえつてまた大変な問題になる。こういうようなことを総合的に勘案いたしまして、私どもとしては、厚生年金の支給開始のときまで寡婦加算の引き上げはさかのぼるといふことはできない、それはやむを得ない、こういう判断をいたしておるわけでございます。

○大橋委員 時間が来ましたので、これで質問はやめますが、問題がたくさんあり過ぎます。また、他の機会を得まして続きをやりたいと思ひますので、そのつもりでよろしくお願ひします。

○中山(利)委員長代理 部谷孝之君。

○部谷委員 アメリカの著名な学者であるドラッカー氏は、高齢化社会への移行を見えざる革命、こういうふうにご言つておられます。それは、高齢化社会がこれまでのいかなる社会変革よりも強烈なインパクトを社会に与えておる、こういうことを意味しておると思ひます。こうした状態の中で、年金財政は容易ならざる状態になつておると言われておるわけでありますが、人間はだれでもいつか必ずみずから老後を迎えなければならぬ、こういうことになるわけでございまして、したがつて老若男女を問わず、国民一人一人が自分自身の問題として老後問題を真剣に考えるときが来てるおる、このように思うわけであります。特に、年金は安定した老後生活を営むための基本でありまして、すべての国民が年金を負担しておるだけに、中高年齢者のみならず青年層もまた自分の問題として受けとめ、そして取り組むべき問題であろうと思ひます。

そこで、まず厚生省の方に二、三お尋ねをしたいと思いますのですが、いま八つの公的年金が制度と

してあるわけですが、この各制度の現状と成熟度、さらにこれらの年金制度の今後の見通し、こういう点につきましてお尋ねしたいと思ひます。

○長尾説明員 お答え申し上げます。

現在、わが国の公的年金制度は八つの制度に分かれておるわけですが、そのうち全国の被用者を適用いたしております厚生年金保険が、適用者数にいたしまして二十五万の人数を数えておりまして、全体の構成で見まして四二%を占めております。次に農業者、自営業者等の適用をいたしております国民年金でございまして、これが二千八百万人の適用者でございまして四七・四%ということになっておるわけでございます。そのほか、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校共済組合、農林漁業団体共済組合等が、あとの約一〇%程度の構成を占めておるということでございます。

現在の受給権者でございまして、福祉年金等の受給者を含めまして、年金を受けておられます方は、昭和五十五年三月末現在で申し上げまして全部で千五百八十五万人でございまして、

(中山(利)委員長代理退席、委員長着席)

このうち、老齢年金を受けておられます方が千六百六十六万人になっておるわけでございます。

先生お尋ねの成熟状況でございますが、先ほど申し上げました適用者に対してこの老齢年金の受給者の比率で申し上げますと、厚生年金は実は七・四%という状況でございます。国民年金はこれに對しまして一七・六%でございます。倍以上の成熟状況を示しておるわけでございます。各共済を見まして最も成熟度の高いのは公共企業体職員等共済組合でございまして、三公社の共済組合を平均いたしまして三三%というふうな間におるわけでございます。いずれも昭和五十五年三月末現在の状況でございます。

今後、これらの公的年金制度の状況がどのように推移するかということでございますが、大抵こちらでございます。厚生年金と国民年金につきまして

申し上げたいと思ひます。

厚生年金の将来でございまして、先ほど、現在二千五百万人ほどの被保険者があるということをおし上げたわけでございますが、将来におきまして、たとえば三十年後の昭和八十五年という時点では、約三割程度被保険者は伸びるのではないかと、約三割程度に推計をいたしております。

一方、老齢年金の受給者は、現在時点を一〇〇といたしますと、実に五〇〇、つまりその五倍に伸びるという状況になっておるわけでございます。これと並行いたしまして給付費、年金に要してあります費用全体で見まして、厚生年金の場合には昭和八十五年時点で約八倍になるといふふうに見込んでおるわけでございます。

次に国民年金の将来でございまして、国民年金につきましては現在の被保険者は漸減と申しますか、やや減少する傾向ではないかというふうに見込んでおるわけでございます。すなわち昭和八十五年時点では、現在を一〇〇といたしますと、大体九五%程度の二千七百万人ぐらゐの被保険者数になるのではないかと、いふふうな予想をいたしております。一方、老齢年金の受給者でございまして、先ほど申し上げましたように国民年金はすでに相当の成熟度を持っておりますので、老齢年金受給者につきましては厚生年金ほど伸びませんで、現在を一〇〇といたしますと約七割程度、一七二というふうな数字で伸びるのではないかと、思っておるわけでございます。しかしながら給付費、年金に要します費用の方は、一人当たりの年金額がふえていくというふうな状況でございます。ために、現在を一〇〇といたしますと三七・一、すなわち四倍近い給付費の増があるというふうに見込んでおるわけでございます。

○部会委員 共済関係は御所管でありませんが、具体的なそれぞれの数字のお示しはありませんか。と申した八つの公的年金が将来きわめて窮屈な状態になっていくというふうなことにございまして、数字を挙げての御説明をいたしたいわけですが、こうした現状に對し

して施策としてどのように今後対応していこうとされるのか。たとえば、費用負担のあり方だとか、あるいはまた給付内容のあり方、こういうものはどのようにしていかれるのか。また、制度の統合、一元化という問題があるわけでありまして、そうした問題、あるいは現行制度の分立を前提として制度間の調整を図っていくのか、あるいはまたその際に検討すべき課題あるいはそれらの障害となるような点はどういうところが考えられるか、そんな点についてひとつわかりやすく御説明をお願いしたいと思います。

○長尾説明員 お答えを申し上げます。

今後の高齢化社会に向かひまして、年金制度をどのように運営していくかという問題についてのお尋ねだと思ひますが、現在のわが国の年金制度全体を見まして言えますことは、給付のレベル、給付水準と申しますか、これにつきましては諸外国と比べましてまあ遜色のない水準になっておるわけでございます。現在の水準、厚生年金で申し上げますと平均の賃金の約六割ということを目標にいたしておるわけでございます。が、こういった水準を維持するといふ考え方を基本にとるべきではないかと思ひます。このような水準を維持してまいりますと、先生からも御指摘をいただきましたように、将来の費用負担はなかなか大変なことになると思ひます。

現在、私も将来の財政負担につきまして試算をいたしましたもので見ますと、昭和八十五年時点におきまして保険料の負担が給与の三割程度になるというふうな見通しを持っておるわけでございます。現在のすでに高齢化の進んでおります諸外国の費用負担でも、三割という例はないわけでございます。こういうことを考えますと、このような費用負担の問題をどう考えていくかということが大きな問題になると思ひわけでございます。

この際に問題は、各制度間で不合理な格差、国民の皆様にとって納得のいかないうような格差が生じるといふことは、費用負担が重くなります今後

におきましてはより一層大きな問題になってくると思ひます。したがひまして、現在八つに分かれております各制度間にございまして不合理な格差というものについてはなるべくその格差を、不合理でない格差はやむを得ないといひましたし、整合性を保つていくことがいづれにしても必要であると思ひわけでございます。

給付の面におきましては、保険料負担につきましていよいよ現役の方に相当な負担をお願いするわけでございますから、費用の面におきましても重点を考えると申しますか、必要な方に必要な給付をというふうな考え方を制度の仕組みの中ではつきりさせていくということが必要ではないかというふうな思ひでおるわけでございます。

先生のお話の、制度を一元化していくという問題でございまして、いま申し上げましたように、各制度にございましてさまざまな問題を解決する方法として、たとえば基礎年金と言われるような共通の部分については同じような形で給付をしていくというふうな構想も、各方面からいたしておるわけでございます。この考え方をとるとした場合に、八つに分かれておる現在の各制度からどのような形でそこへ移管していけばよろしいか、共済組合と厚生年金、国民年金は年金額の計算の仕方でも非常に違いがございまして、これを一つの方向にしていくなかには、どういふ形ですと申しますか、まとめていくかといふことは、技術的に大変むずかしい問題が多いのではないかと、思ひます。それからまた、共済組合には恩給時代からのそれぞれの沿革等もございまして、こういうことを考えますと、そこら辺の技術的な問題について十分時間をかけて検討を進めたいと思ひておるわけでございます。

○部会委員 いま、いみじくも基礎年金構想というお話があったのですが、先ほど同僚議員から自治大臣に対して同じような御質問がございまして、けれども、この基礎年金構想を厚生省はどのようにとらえておられますか。

○長尾説明員 お答えを申し上げます。

基礎年金構想と言われるものは、幾つかの構想をいただいております。まず、基礎年金構想の場合には、先ほどちよつと申し上げたわけでございまして、八つに分かれておる現行制度にすてに相当な受給者がおりますので、この受給者の方を基礎年金の体系へどのように乗せていくのかということが、技術的な問題としては非常に大きい問題があると思つてございす。国民年金は、たとえば十年年金という受給者の方がございまして、共済組合の場合には、すでに多分三十年ぐらいの期間をお持ちの方がほとんどだと思ひます。その場合には、年金額におきまして相当な差が現実にございす。そういう受給者の方々がおられることを頭に置きまして、その移行を考えていかなくてはならないと思つてございす。

もう一つは、基礎年金の財源でございす。たとえば、社会保障制度審議会から御提言をいただいております。これは新税を創設するというお考えかと思つてございすけれども、新しい税を創設いたしますと、現在の制度の上でも相当な費用負担を将来の国民経済の中からお願いをしなければならぬという事態でございすので、新しい財源をさらに費用負担をしていただくことが可能かどうかという問題があると思ひます。また、税という形でお金をできるものかどうか、国民の合意が得られるものかどうかという諸点が問題になるのではないと思ひます。

しかしながら、基礎年金構想といふものは、受給者の間の公平性、そういうものを確保する意味ではすぐれた構想であると思ひます。公的年金としての一つのあるべき姿であるといふことは当然だと思つてございすので、私も、今後の年金制度の運営、改革を考える場合には、この構想を頭に置きましてやうまいりたいと思つております。

○部谷委員 厚生省の方から、八つの年金に対する総合的な御意見をいろいろ聞いたわけでありす。基礎年金構想につきましては、その財源の問題でいろいろ問題があるといふことでありますが、これは当然税制すべてにかかわる問題でありますので、これだけを取り上げるといふ問題ではない、このように考えます。

そこで、自治省の方にお尋ねをしてみたいと思つて、地方公務員共済制度の中における各制度の成熟度及び年金財政の見通し、こういうものはどうなつておるのであるまいでしょうか。各組合の財源率算定のためにどのような考慮をするのか、あるいはまた、後代負担についてはどのようなことであるのか、そうした点についてまずお尋ねしたいと思ひます。

○宮尾政府委員 まず成熟度でございすが、組合全体について見てみますと、昭和五十四年現在では一六・五％という状況になつております。これが将来どういふふうになるかといふことでございすが、六十年では二六・一％、七十年では四一・四％、七十五年では四六・五％程度、こういう見込みを私どもはいたしておるわけでございす。

年金財政の将来見通しの問題でございす。これは各単位ごとに計算をしなければならぬわけでございすが、非常に精密な計算になりますので、十六単位全体について粗い推計をしてみよう。一つには組合員数を一定とすることとしております。それから、給与のベースアップとか年金改定率を毎年五％ずつ見込む、こういう前提を立てまして粗い推計をしてみよう。この場合、単年度収支がマイナスになる最初の年度は昭和六十九年度ころである。それから、国家公務員共済組合連合会が将来計算をするために財源率をたとえばこういふふうに上げてみたというところで、五十九年度には二〇パーミ、六十四年度には二五パーミ、六十九年度には三〇パーミ、七十四年度には三五パーミ、こういう計算をしてみますと、単年度収支がマイナスになるのは昭和七十七年といふことが粗い推計として出てまいつてお

おるわけでございす。

各単位組合ごとの年金財政の将来見通しにつきまして、全部はなかなか大変でございすので、全国的な規模の四つの共済組合について推計をしてみますと、地方職員共済組合と公立学校共済組合につきましては、先ほど申し上げました地方公務員共済組合全体の姿と同じような見通しになるだろうといふふうに見込まれております。警察共済と市町村職員共済組合につきましては、成熟度がまだそれほどありませんので、それよりは若干良好な状態であろうといふふうに見込まれております。

そこで、今後の問題等でございすが、現在の財源率は、五十四年に再計算をいたしまして、一般組合員では財源率は千分の百二十一から百二十六といふような状況になつておるわけでございす。財源率の再計算に当たりましての計算方法といたしましては、掛金率を急激に上げなければならぬといふ計算結果が、五十四年の段階でも出てまいりました。しかしながら、非常に急激に上げることについてはいろいろ問題がある。これは国家公務員共済組合の取り扱い等を考慮いたしまして、修正率を掛けて負担率を決める、財源率を決める、こういう方法を五十四年度の段階ではとつたわけでございす。したが、いましてそういった問題が、今後さらに年金財政の問題を考えると、これは後代負担として残つておるわけでございすが、そういう問題につきましては、これは五年ごとに財源率の再計算がありまして、今後の年金財政というものを的確に見通しをつけながら適切な対処をしていかねばならない、こういうふうな考えでおるわけでございす。

○部谷委員 こうした問題に対する対応策をいたしまして、地方公務員共済制度の中の各組合間の財政調整あるいは制度の一元化、統合、そうした問題が持ち上がつてくるわけであります。そうした問題が必要になつてくるだろうと思つておるわけですが、特に東京都の職員共済が十八万人、指

定都市共済が二十万、それから都市共済十七万といふふうには、いわば体質の弱いそうした組合が中にあるわけであります。そうしたものが集まつて十六組合あるわけでありますが、それさえも一元化できないといふことになりまして、将来に向かつてのこの一元化、統合化、そうした問題はできないといふふうな思つておるわけであります。

こうしたいわば沿革時代の人、それがだんだん減つてまいりまして、新しい共通基盤に立つ受給者がだんだんふえてきておるわけであります。そうした新しい角度の上になつておるこうした財政調整あるいは制度の一元化、統合化、そういう点を検討し直す必要があるのではないかと、こういうふうな思つておるわけですが、ひとつその辺は大からばしつと御答弁をいただきたいと思ひます。

○安孫子国務大臣 お尋ねの点は、私もさうに考えております。十六団体いろいろな種類がございす。それぞれの沿革もあると思ひますが、しかし長期的に考えますと、統合の方針あるいは少なくとも財源調整をしなければいけません。これはまあさう、こう思つてございまして、それはいまからその点について推進をするという方向で行くべきだろうと考えております。

○部谷委員 地方共済もこうした年金関係の中における例外ではあり得ないわけでありまして、成熟度の急速な進行に伴ひまして財政が悪化し、そして組合員の掛金の負担がますます増大する、こういうことを避けるわけにはいかない、そういう状態になつていくわけでありす。

こうした組合員の掛金の負担のあり方あるいは限界、そういう点につきましてもそろそろ検討しなればならぬ段階に来ておる、こういうふうな思つておるわけでありすが、この点はどのように対応しようとおられるのか、また、掛金率の上限を設定するお考えはないのかどうか、あるいはまた公的負担の問題はどういふふうな考えておられるのか、これらについて御答弁をお願いいたします。

○宮尾政府委員 共済年金制度の財政運営についてでございますが、これは、他の年金制度と同様の社会保険の方式というものをとっておるわけでございます。そういうことから、財源率につきま

しては給付水準との見合いでもって決めておるわけでございまして、原則的には負担というものの限界というものは、保険方式という考え方に立つ以上ないというふうに考えるべきだと思うわけでございしますが、しかしさればとて、非常に掛金率が高くなってしまうということになりますと、そういう保険方式というものでいいのかどうかという現実の問題が出てくることは、御指摘のとおりだと思っております。

それで、いまの状況から見た場合に相当程度財源率を引き上げなければならぬ、掛金を上げなければならぬという見通しがあるわけでございしますが、負担をある程度で抑えようとするという考えを片方で考えなければならぬということになれば、当然それに関連をいたしまして、では給付水準というものをどうするのか、こういうこともあわせて検討をする必要が出てくるというふうに思っています。

いま共済年金制度の研究會がございしますが、そこでは給付水準のあり方、それから将来の財政負担のあり方、掛金率のあり方、そういうものを含めまして、両面からこの議論というものをさらに詰めていこうということで検討をいたしておるわけでございします。給付水準だけをさらにどんどんよくして、掛金率をある程度の段階で抑えるということとは、なかなかむずかしい議論ではないかというふうに考えておるわけでございします。

それから、公的負担のあり方の問題でございしますが、これはいろいろの議論があるわけでございしますけれども、基本的な考え方としては、保険料だけでは適当な給付水準が確保できないというふうな場合、あるいは被保険者の範囲というものが非常に低所得者層に及ぶような場合、あるいは事故の性質上被保険者と事業者だけで費用負担をすることが必ずしも適当でない場合、こうい

うようなときにおいて公的負担というものを緊急度に応じながら検討をすべきではないか、こういうふうに一般的には考えられておるわけでございします。

そういう観点から、今後の公的負担のあり方につきましてもどういうふうにしていくのか、これについても研究会等での議論も踏まえながら、慎重に検討していかなければならないというふうに思っております。

○部谷委員 研究会の検討課題として御検討いただいておりますけれども、これらに関する質問はこれでやめたいと思っておりますけれども、今後年金財政がますます逼迫していくことはあるお話しもございましたし、いままさ申し上げるまでもないところでありまして、そうした共済制度は原則的には、将来の給付に要する費用は現職時代に積み立てるといいうわゆる積立方式を採用しておるわけであります。

だいたいたしますならば、この積立金の運用、これが大変大事な問題だと思っておりますが、こうした過去の積立金につきましても目減り現象は起きていないのかどうか、お尋ねいたします。

○宮尾政府委員 目減り現象というのをどういうふうに考えるかでございますが、将来の支払いに充てるために積立金を積み立てておる額が相当ございします。これにつきましても一定の率以上になるような資金運用をしない、こういうことで資金運用をできるだけ効率的にやるようにそれぞれ組合で配慮しておるわけでございしますが、積み立てられたその資金について、たとえば四十八年、四十九年ごろに起きましたような相当なインフレというふうな現象が出てまいった場合に、そういう意味ではいわゆる目減り現象といえますか、そういうものがどうしても出てくることは避けられないというふうに考えておるわけでございします。

○部谷委員 それから、積立金の管理、運用の実態はどういうふうになされておるのか。法定利率が五・五％というふうに示されておるわけであります

が、高金利時代に入りまして、同時にまた、そうした組合員の貴重な財産であるわけであります。こうしたものの運用についていろいろ配慮が必要だと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○宮尾政府委員 長期経理の資産の運用の状況でございしますが、現在、共済組合全体で約六兆四千億になっております。それで、これらの長期経理資金につきましても、一つには地方公共団体の行政目的に資するために、地方債、公庫債あるいは資金運用部預託金などに回すということで、これが約三兆一千八百億でございします。全体の四九・八％がそういうところに回されている。それから第二は、組合員のための住宅とか保養所等の建設のために、約四千億程度でございします。それから、組合員の住宅取得のための貸付金として約二兆七千九百億、こういうものが運用されておるわけでございします。

それで、長期経理の資産につきましては安全性、効率性という見地から、これは一定の割合というものを定めましてその中で運用をする。特例の運用をする場合には、これは自治大臣の承認を受けて運用をさせる、こういうようなことになっております。五・五％以上に回せということが基本になっておりますが、現実の運用利回りは五十四年の段階で六・三％になっております。

○部谷委員 一般的には官民格差が高いので、これを是正すべきであるという議論がいまあるわけでありまして、共済年金は恩給の流れをくみながら公的年金制度として発足したものであって、公的年金としての性格と公務員制度としてのいわゆる職域年金の性格をあわせ持つておる、こういうふうに言われておるわけでありまして、こうした共済制度の沿革あるいは制度の実態から見まして、自治省といたしましては、厚生年金の給付水準との関係から見て、共済年金の給付水準についてはどのように認識しておられるか、お尋ねします。

○宮尾政府委員 共済年金はいわゆる公的年金の部分と、それから公務員制度の一環としての職域年金の性格というものをあわせ持つておるということは、そのとおりだというふうに私も考えております。

そこで、この両者の給付水準がどういうことであるかという御質問だと思いますが、共済年金につきましても、これは御承知のように共済年金制度については、恩給の流れをくんだ仕組みというものをとっておりまして、他方で厚生年金との均衡というものを考慮しながら、その制度の仕組みもあわせ持つておる、こういうことになっております。したがって、全体としては厚生年金に比べて共済年金制度の方が給付水準が高い、こういうことがいわゆる官民格差論という中で言われておるわけでございします。

私どもとしては厚生年金と共済年金というものが、先ほどのような共済年金の性格から言いまして、単純にその比較をすることはむずかしいと思っております。少なくとも公的年金としての性格はもちろん持つておるわけでございしますから、公的年金制度全体としての整合性というものを今後どういうふうな比較検討の中で制度の仕組みというものを考えていくのか、そういうことをさらに検討していかなければならないというふうに思っております。

○部谷委員 最後に、このたびの改正案につきまして、寡婦加算について地方公務員共済組合審議会の答申では、寡婦加算額の引き上げはやむを得ないというふうに消極的な肯定した答申が出されております。一方、社会保障制度審議会の答申では、「厚生年金保険の例にならって安易に寡婦加算額的大幅引き上げを図ることは、将来に問題を残すことになろう。」というふうに、むしろ否定的な答申を行っておるわけでありまして、自治省は、この社会保障制度審議会の答申の背景、そういうものをどのような理解を持つておられるのか、最後にお尋ねをいたします。

○宮尾政府委員 社会保障制度審議会とそれから地方公務員共済組合審議会、それぞれからいま御

質問にありましたような答申が出ておることは御指摘のとおりでございます。

そこで、社会保障制度審議会の答申の考え方でございますが、安易に寡婦加算額の大引上げを図ることは、将来に問題を残すことになる。こういうふうに通じておられますのは、遺族年金の給付水準につきまして、寡婦加算の引き上げというのは給付水準のあり方も含めて遺族年金の基本的な見直しというものを考える中で考えていかなければいけないのではないかと一つ、それから厚生年金制度におきましては遺族年金等につきまして併給調整の措置があるわけでございまして、共済年金制度についてはこれは今回講じてないわけでございまして、そういうことから併給調整措置というものの違いが厚生年金と共済年金と出てくる、こういうことについて検討をすべきではないかというようなことを含めて、社会保障制度審議会はそのような答申をしたものというふうに私どもは理解をいたしておるわけでございます。

しかしながら、遺族年金全体の基本的な検討ということとは、これは相当時間がかかるということになります。研究会等でも検討しておりますし、それから公的年金制度全体としての検討もしなければならぬわけで、相当時間がかかるということになりますので、そうすると、その間厚生年金の方では寡婦加算額が相当上がったのに共済年金の方はそのままにしておいていいのかという議論がどうしても出てくるわけでございまして、そういうことを考えてみますと、この段階で寡婦加算額の引き上げということはやむを得ない、こういうふうに通じておられるのが地方公務員共済組合審議会の御答申であると考えておるわけでございます。

私どもは、基本的に確かに問題がありますけれども、地公審の考え方に立ちまして、こういった改正を今回とるのはやむを得ないし、やるべきである、こういう判断で法律改正をお願いいたしておるわけでございます。

○部谷委員 終わります。

○左藤委員長 午後一時三十分より再開することとし、休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後一時三十四分開議

○左藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○三谷委員 今回の共済法の改正で、年金額のアップ率は平均どれくらいになりますか。

○宮尾政府委員 四・四％でございます。

○三谷委員 本年の三月を基準にしまして、前年同月との消費者物価の指数の比率はどのような状況になっておりますか。

○宮尾政府委員 五十五年の平均上昇率は七・八％というものが企画庁から報告されております。

○三谷委員 そうしますと、物価の上昇率は七・八％で年金のアップ率は四・四％となりますと、これは実質的には改善なのか改善なのか、どう理解すべきなのでしょうか。

○宮尾政府委員 先生御存じのように、共済年金の裁定額の改定は恩給制度にならないうして行っているわけでございまして、恩給制度における改定は前年度の公務員のペアー率を参考といたしまして改定をする、こういうことになっておるわけでございまして、そこで、先ほど申し上げましたような四・四％という改善率になっておるわけでございまして。

○三谷委員 そのいまおっしゃったこと、わかつております。しかし、それで四・四％の年金のアップがなされるわけですが、この間における消費者物価の上昇率が七・八％といふと、年金生活者の生活についてはどのような結果になってくるのでしょうか。

○宮尾政府委員 年金の改定を物価にスライドさせるのかあるいは恩給のように公務員給与の改善

率に準ずるのか、これはこれまでもいろいろな議論がなされてきておるところでございまして、恩給制度については給与の引き上げ率によっておる、こういう仕組みをとっておるわけでございまして。

もちろん、単年度でこれを見た場合には、本年のような年金額の改定率が物価の上昇率に追いつかないという事態も出てまいりますけれども、長い目で見た場合に、必ずしも物価によってスライドする方式というものと給与の引き上げ改善率によっていくのとではどちらが有利かということとは、一概に言い切れないものがございます。少し長期的に見た場合に、給与の改善率によって年金額の改定をしておるということが決して不利に

なっているというふうには、断じ切れないと考えておる次第でございまして。

○三谷委員 だけれども、物価の上昇率と比べまして年金のアップ率が非常に低いわけですから、これは不利に決まっています。

それで、これは歴年続いている。物価の上昇率よりも年金のアップ率が高いという年はない。たとえばいまから四年前になりましたが、物価の上昇率が二六・三％のときに、年金のアップ率が一五・三％という状況もありました。それ以後、この格差というふうには私は思っておりますが、それはそうじやないでしょうか。いかがでしょうか。

○宮尾政府委員 これは、四十三年から給与改定率と物価上昇率を比較してみますと、四十三年から四十七年まではいずれも給与改定率の方が高くなっております。そして四十八年に、対前年物価上昇率が一六・一であったのに対して給与改定率が一五・三というところで若干落ち込んでいます。

それから四十九、五十、この両年度は物価上昇率よりも給与改定率の方が高くなっております。たとえば、四十九年では物価上昇率が二一・八に対して、四十九年の給与改定率は二九・三、こういうことになっておるわけですね。それから五十一年度、物価上昇率九・四に対して給与改定率が六・九と

いうことで、これは給与改定率の方が低くなっております。五十二、五十三年度では、給与改定率の方が高くなっております。そして五十四、五十五、この両年度でまた給与改定率の方が物価上昇率を下回っております。五十四年度では四・八に対して三・五、それから五十五年では七・八に対して四・四、こういうことでございまして、これ全体を通じて長期間で見ますと、必ずしも物価スライドの方が年金の支給水準が高くなるというふうには一概に言えない、こういう状況だというふうに通じておられます。

○三谷委員 このスライド制の採用については從來からしばしば議論がありまして、これも四、五年前になりましたが、社会労働委員会でも野党四党が共同提案をして、年金額のスライド制を内容とする改善が提起されたことがございます。これは野党だけではありません。自民党議員の方からもスライド制は当然必要という発言もあって、附帯決議にも入ったことがあります。ですから、政府も頭からスライド制を否認されたわけではない。しかも公務員にとりましては、これは大きな要求になつております。春闘共闘委などでもこれが取り上げられて、スライド制導入ということが強調されておりますが、なぜこのスライド制が実現できないのか、お聞きしたいと思っております。

○宮尾政府委員 どちらがいいのか、どちらをとるべきかという議論は、これまでたびたびなされておると思っております。ただ、基本的には共済年金制度は恩給制度の影響を受けてきておるという経済的な問題がございまして、そういう恩給制度を含めて、共済年金制度がどうあるべきかという問題について、共済年金制度だけが恩給制度と離れて違った方式をとるということについては、さらにもっと基本的な問題を含めて検討しなければいけないというふうに通じておるわけでございまして。

それで、共済年金の基本的な問題について研究

会が行われておりますし、公的年金制度全体を通じての議論というものはあるわけでございますから、そういう中で共済年金制度というものを今後どういうふうにしていくのか、そういうこととの兼ね合いあるいは恩給制度との関係はどうするか、こういうことも踏まえて慎重に検討しなければならぬ問題だというふうに私は考えておるわけでございます。

○三谷委員 その検討については、かなり早い時期に問題として提起されておりますが、その後検討されたわけでしょうか。あるいは検討検討と称しながら、じいせんとして時日が経過しておるという状態なんですか。

○宮尾政府委員 給与の引き上げ率というのは、物価上昇というものと無縁に決まっているわけではございませんで、必ずそういうものの影響を受けて給与改定をどういうふうにするかということが決まっております。そういう中で、年金の改定というものを物価にスライドさせなければならぬということについてはきり言えるのかどうか、いまの給与改定率に準拠するやり方というものがいかぬのかどうか、それについては両方からの意見がありまして、必ずしも物価にスライドさせなければならぬというふうに断定的に考えることはなかなかむずかしいのではないかと。そこまでの結論はまだ出ていないわけでございます。そういう意味で、なお基本的な問題も含めてこの問題を検討すべきではないかというのが私の考え方でございます。

○三谷委員 今後においてなお検討することとおっしゃっていただいたのですが、いまお答えを聞きま

すと、もう検討が終わって結論が出たようなお話でもありませんし、一体実態はどうなのか。なお検討する、改善する余地があるものとして、検討を真剣にお考えになっているのか、あるいはもう検討は終わって、いまおっしゃったような結論になつておるのか、これをお聞きしたい。

○宮尾政府委員 物価にスライドするべきではないかという御議論もあるわけですが、給

与の改定率という現在の恩給制度と同じ仕組みでやることについて、これでいかぬのだという結論に私もなつていっているというふうには考えていないわけでございます。もちろん、物価スライドさせたらどうかという議論があることは承知しておりますけれども、変えなければならぬという結論には私も到達しておりません。もちろん、いろいろな基本問題が検討されるときには、そういう議論も一回レビューされるということは考へられると思ひますけれども、それを直すという方向で検討しておるというふうには承知をしないわけでございます。

○三谷委員 そうしますと、結論は、なお検討するということのなかに、検討は終わったということなんですか、私どもはスライド制が一番合理的であつて、これによつて生活される方々にとつても一番科学的な手段だと思つておるわけですが、そして、年金受給者の方々もそのことを希望されているわけですから、政府の方で特別な弊害がなければ、そういう処置について検討するということも必要だろつと思ひますが、どうでしょうか。

○宮尾政府委員 これは、共済年金制度全体に通ずる問題でもありませんし、それから恩給制度と関連する問題でございます。したがひまして、他のいろいろな諸制度が恩給制度とつながりを持つておるわけでございますが、これだけを恩給制度と切り離して、そうすることがベターであるかどうか、そこらのところは慎重に検討を要する問題ではないかというふうに考えるわけでございます。

○三谷委員 そこを慎重に検討してください。そして、結論を出してほしいと思ひます。

もう一つは、いま各種年金制度ということをおっしゃいましたが、年金の算出基礎を公共企業体並みにしてもらいたいという要求もかなり強いものがありますが、これについてはどうお考えな

んででしょうか。

○宮尾政府委員 公企体とそれから公務員の共済制度との年金額の計算で一番議論になつておりますのは、基礎給料のとり方の違いだというふう

に思ひます。公企体並みにすることが、それは退職時の給料ということですから、支給水準の引き上げになることは確かでございますけれども、支給水準を上げるということは財政問題にも絡んでくるわけでございます。それから他の、たとえば厚生年金の計算の仕方とも共済年金は違つたという問題もあるわけでございますので、そういう御要望があるということについては私も承知はしておりますけれども、直ちにそういう形の方で検討するということにはなつておりません。

（委員長退席、中山（利）委員長代理着席）
○三谷委員 年金額の算定の基礎になります平均給与額の計算が、かつては退職前三カ年の平均でとつておつたわけですが、これを一カ年に改定をされました。それはいつでしたか。

それから、一カ年ではあります、なお退職時の給与が公企体の算定の基礎になつていゝるわけでありまして、地方公務員の年金の算定も退職時給与ではだめなのか、なぜこれではいけないのか。三年を一年まで改めましたが、そこでとまつてしまつてゐるわけですか。これを退職時の給与にするということとは、わかりやすい点からいひましても非常にわかりやすいわけなんです。大体、計算が非常にわかりにくいというのが年金制度の弊害になつてゐますけれども、これを退職時給与にしますと大変わかりやすいことでもあるし、かつ、これは一定の根拠もあることであつて、公企体並みにできないものか。

いま財源問題をおっしゃいましたけれども、財源問題というのはいつの場合でもつきまとう問題であつて、三年平均を一年平均にするということにしますと、それだけでも財源問題で大変な変化が生じてくるわけですが、その変化というのは当然考へていかなければ、財源が関係があるからこれは一切改善しないということになつてきますとまた問題になつてくるのであつて、財源という問題でなしにそういう制度はできないのか、合理的ではないのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○宮尾政府委員 三年間の平均というのを一年間に改めたのは、四十九年の改正でございます。

そこで、退職時の給料月額というふうに変更をするということは、確かにわかりやすいし、それから年金受給者にとつては給付水準が上がるということになるわけでございます。財政問題とは別にとおっしゃられますが、やはりそういうことに伴ひまして、年金財政の将来というものはどうなるのかということも考へなければなりませんし、現在、共済年金自体が官民格差があるということ

で、公的年金制度全体の中でどういうことにしていくのかという検討が行われている段階でありますから、直ちにそういうことを行うことについてはきわめて慎重にしなければならぬというふう

に考へるわけでございます。

○三谷委員 これはわかりやすくして、計算もしやすくするということは一つの重要な条件ですから、できるだけそのような方向に改善をするという努力をすることが必要だろつと思ひます。これは、年々改定に必要な財源というものは必要になつてくるものであつて、その問題と、こういう改善の問題とを何かてんびんにかけておりますと、いかなる改善も結局は財源というものを理由にして不可能という結果になつてくるわけですから、そこは相対的な問題だろつと思ひますけれども、私はそういう改善をやるべきだと思ひます。

それから、ことし四月一日に生活保護基準の改定がなされましたが、これによりまして、たとえば一級地で七十歳以上の男の生活保護費は最低でも七十八万六千四円になるはずであります、厚生省、その点間違ひないでしょうか。

○加藤説明員 御説明いたします。

生活保護基準の中の標準的な経費でございますが、生活扶助基準でございますが、これは一般の飲食費、衣服等に用ひます二類経費、それから世帯の共通経費でございます二類経費、それから各種加算額等に分かれております。その世帯の実情に応じまして組み合せて算定することになります、が、単身男子の生活扶助基準額について見てみま

ちにこれを、その方向で努力をいたしますという
ことをここで申し上げられる問題ではないという
ことを申し上げておるわけでございます。

○三谷委員 この共済の掛金などについては積立
方式でやっているわけですが、賦課方式に改善を
することにしても検討するということをおつ
しやっておりますが、この点についてはどうお
考えなのでしょうか。

○宮尾政府委員 これも共済組合制度全体を通ず
る問題でございます。それで、共済年金の基本問
題を検討しておりますが、共済年金の基本的問
題は、各公的年金制度の整合性を保つためにどう
したらいいかと、あるいは共済年金制度の将来見
通しも踏まえて、財政的な問題もどういうふう
にしていっていいのか、こういうことを研究して
おるわけでございます。そういう意味で、積立方
式がいいのか賦課方式がいいのか、こういう議論
も今後の共済年金財政の見通しの中で議論を詰め
ていく、検討していく、こういう問題であるとい
うふうに承知をしております。

○三谷委員 お答えを聞いておりますと、何か客
観的な事物に対する御判断のような説明がありま
すが、要するに傍観者じやないわけですから、そ
れがどのように進んできたのか、この賦課方式に
ついて検討すると言ったのも、これは行政局長な
んですね。そして、それをやる場合には国庫負担
という問題が当然起きてくる。その国庫負担につ
いても、これは検討するということが答えられて
おりますけれども、お答えがあまりしてからもう
かなり年月が経過しておりますのに、一向にその
種の問題については具体化してこないという状況
にあります。

ここで答えになつて、検討するとかあるいは
改善をするとかおっしゃったことは、全くの食言
にすぎないのか、あるいは実際に継続して努力さ
れておるのか、全く私ども疑わしくなつてくるわ
けであつて、従来の年金問題についての質疑など
についてもう一度検討してくださつて、改善する
と言ったことは改善してもらわなければいかぬ

し、できないのであればできないことについての
合理的な説明をしてもらつてかやつてもらわぬと
いかぬです。聞きますたびに、検討すべき事項
であるとか、いやそれは本来言えば改善すべきで
あるとかいうふうなことだけおっしゃつておつ
て、実態としては全然前進がないということであ
りますから、その点についても一度指摘してお
きたいと思つております。

時間もありませんからもう一つお聞きしておき
たいのは、地方公務員の共済制度が三十七年十二
月一日に発足したわけですね。資格期間の二十年
を経過して退職年金を受給しておる者はまだ実際
にはない計算です。そうしますと、五十七年十二
月一日以降に初めて該当者が出てくるということ
だと思つてます。ですから、現在退職年金を受給し
ておりますのは昭和三十七年以前のいわゆる恩給
期間ですね、それから旧市町村職員共済組合法期
間、退職年金条例期間とを合算して、受給を受け
ておるわけだと思つてます。

しかし、当時の年金制度の実情から、不幸にも
旧年金制度の対象から外された人もたくさんい
らつた。これらの人々については、本来は
旧年金部分は支給されないはずであります。実
際に職員としての期間が継続しておる場合は掛金
率を支給率から控除して支給しておる、そういう
状態だと思つてます。また、勤務が継続してい
ない人についても、資格取得のための期間通算が認め
られておるようでございます。

国民年金では、これまでに、受給資格のなかつ
た者に対し、さかのぼつて掛金を納付すれば年金
が支給できるようにするいわゆる特例納付の処置
をとつたことがあります。ですから、年金の場合
におきましても、掛金をさかのぼつて支払ふこと
によつて、旧年金部分を控除しないで全額支給す
る処置がとれないだろうかということをお考えの
わけですが、いかがでしょうか。

○宮尾政府委員 一つは、いわゆる共済控除期間
の問題だと思つてますが、これは旧市町村共済組合
法の規定によりまして、組合員期間に算入をする

こととされました旧市町村共済組合法の施行前
におきます市町村の職員として引き続き在職期間が
いわゆる共済控除期間と言われるわけでございま
すが、これは掛金を負担していない期間でござい
ますので、年金額の算定に当たりましては、旧市
町村共済組合法では一定額を控除するということ
にしておつたわけでございます。そこで、三十七
年以降の新共済制度のもとにおきましても、それ
までの年金制度の適用を受けていた期間につきま
しては、その当時の制度における算定方法により
まして年金額を算定するというふうにしておりま
すことから割り落としをする、こういうことで取
り扱つておるわけでございます。

そこで、この控除期間について、国民年金制度
におきます未納保険料の特例納付の措置に準じた
ことができないのかという御質問でございま
すが、これは、国民年金制度の施行後におきまして
国民年金の強制適用の対象者でありながら保険料
を納めなかった、すでに保険料の納付期間も経過
してしまつたという人々があるわけでございま
すが、それをそのままにしておきますと年金がつか
ない、そこで無年金者をなくするという対策とい
たしまして、特例として一定の期間に限つて保険
料を後払いをすれば全部国民年金の期間に認め
る、こういうこととしておる制度でござい
ますが、いまして、その共済の控除期間というもの
とこの特例納付の措置というものは少し性格が
違つておる問題でございまして、そういう国民
年金における特例措置のような取り扱いをするこ
とは困難だということに考えておるわけでござい
ます。

それからもう一つ、制度発足時に引き続きかない
期間の問題でございまして、これは退職年金の資
格期間として取り扱つておるわけでござい
ますが、この資格期間についてこれを組合員の期
間にしたかどうか、こういう点につきま
して、これは引き続き職員期間とそれから共済控除
期間の取り扱いというものの均衡からいしまし
て困難でございまして、また国家公務員の共済制

度においても、これはいま地方公務員共済制度で
扱つておると同じような資格期間として扱つてお
るという問題がありまして、この点はやはり御指
摘のようなことにするのは困難な問題だといふ
うに考えておるわけでございます。

○三谷委員 時間が来ましたからこれで終わら
すけれども、こういう制度問題を尋ねました
ときには、いつでも国家公務員がこうだ、国家公
務員の方では地方公務員がこうなつてあるとい
は教職員の共済がそうなつてある、お互いに何か
相手に責任を求めて、それに藉口して全般的な改
善について取り組まないという傾向がしばしばあ
ります。各委員会に行きますと、ほかのやつがど
うだ出てくる。ですが、これは政府一体ですか
ら、政府として全般的な問題を総合的に検討して
方針を出してもらつてということが必要だと思
います。これは公務員部長の職責ではあるいは困
難かも知れませんが、大臣どうでしょうか、全
体としての政府関係の年金制度について不合理点
を是正するという点について、努力していただ
きたいと思つております。

○宮尾政府委員 御指摘のような点があつては
いけないわけでございますので、私も共済制度を
所管しておる官庁といたしましては、基本問題に
ついて研究をする場をつくりまして、これは各共
済制度が全部そこに参加して検討しておるわけ
でございます。そういう中で出てきた結論につ
いては、私どもは十分改善の努力をしまつたとい
うふうに思つておるわけでございます。

○安孫子國務大臣 御注意の点はよく注意をいた
しますが、結論いたしますと大変むずかしい問題
だということだと思つております。それで、先ほどそ
れは別じやないかというお話もありましたが、背
景にはやはり財源問題というものが非常に大きな
問題として控えておると思つております。その辺の問
題を具体的に取上げてまいりませんと、結論を
出しにくいという面もあるのじやないかと私は思
うのです。
しかし、いずれにしても研究研究だけで済ませ

の問題じゃないので、これからますますこの年金問題については解決を急がなければならぬ状況にありますので、いろいろ研究機関あるいは研究会合もあるわけでございしますから、積極的にその辺のけじめをきちんとつけて、できるものはできる、できないものはできないという御返事を差し上げようように私も努力いたします。

○三谷委員 終わります。消防庁長官、えらい済みません。あなたのごとくまで行きませんでした。

○中山(利)委員 委員長代理、小川省吾君。

○小川(省)委員 地方公務員の共済組合法に関連をして質問をいたしたいと思います。

まず恩給法に關係して、恩給局に幾つかをお尋ねをいたします。

何年か前に日赤の看護婦または一般の従軍看護婦が恩給法上の対象に載せられ、長い間の悲願がかなって大変結構なのでありますけれども、この措置はどういうふうになっておられるのか、説明をお願いをいたしたいと思います。

○勝又説明員 ただいま御質問の点は、旧日赤看護員に対する慰勞給付金の問題かと思いますが、これは私も直接所管しておりませんので、この場でお答えするのはいかかと思ひますけれども、聞くところによりますと、旧日赤看護婦につきましましてその在職年につきまして恩給に準じた計算をいたしましたところ、十二年以上ある方につきまして恩給に準じた形で内容を持った給付金を支給するというふうになっておられるわけでございます。

○小川(省)委員 これは厚生省の援護局になるわけですかね。実は、これらの人たちの従軍期間の問題なんでありまされども、これは国の看護婦などの場合に一般普通恩給の期間に算入をされているわけですか。

○勝又説明員 恩給は先生御案内のように、判任官以上の官吏あるいは旧軍人を対象とする年金制度でございますが、看護婦さんにつきましては、いわゆる看護婦長の職にある方はこれは判任官として任官されておられますので、看護婦長として

の在職期間に恩給公務員期間そのものでございします。ただ、いわゆる一般の看護婦さん、この方は任官していない雇用人でございしますので、その在職期間に恩給公務員期間としては見ておりません。

○小川(省)委員 なるほど、婦長以上の、判任官以上の場合には通算をされるけれども、一般看護婦には通算をされないということのようでありまされども、この取り扱いというのは少し不合理なんではないか。外国政府の職員期間がほとんど見られておられるわけでありまして、当然通算をしていくべきが至当であらうというふうに思っております。これは、地方公共団体の保健婦や公立病院の看護婦には、これら従軍期間を持つておられる方が少なからずおられるわけでありまして、これらの者の扱いは公務員部長さん、どうなっておりますか。

○宮尾政府委員 従軍看護婦としての期間についてでございますが、日赤の看護員として戦地勤務をした期間と旧陸海軍の看護婦として従軍した期間とがあるわけでございます。そこで、日赤の看護員として戦地勤務をした期間につきましては、一つは、恩給公務員に相当する日赤の職制による正規の職員であります看護婦長以上の者が当該戦地勤務に服した後に地方公務員となった者、こういう人たちにつきましては、地方公共団体における退職年金条例におきまして恩給法上の措置に準じて同様の通算措置を講じておりまして、この措置によつて年金条例職員期間に通算される期間に組合員期間に通算することとされております。

それから一方、日赤看護員のうちで恩給公務員に相当をしない看護婦等についてはございしますが、戦地勤務に服した期間は組合員期間に通算されませんが、地方公務員等共済組合法の施行日に在職している更新組合員につきましては、特に年金の受給権を生じさせるためのいわゆる資格期間として取り扱うこととされております。それから次に、旧陸海軍の看護婦として従軍した期間の問題でございますが、それらの看護婦の

うちで任官者につきましては恩給法の適用を受けておりますので、その期間は恩給公務員期間として組合員期間に通算することとされております。それから雇用人でございしますが、これらの人については旧共済組合令の適用を受けておりましたが、旧陸軍の看護婦が従軍する場合は組合を脱退することになっておりましたので、それらの人たちが従軍した期間で地方公務員等共済組合法の施行の日まで引き続いておられる者につきましては、職員期間として組合員期間に算入することにしております。

また、引き続きいていない期間でございしますが、組合員期間にこれらの期間は通算されませんが、地方公務員等共済組合法の施行日に在職をしておる更新組合員につきましては、特に年金の受給権を生じさせるための資格期間として取り扱う、こういう扱いになっております。

○小川(省)委員 大体そういう扱いをされておるようですから結構であります。先ほども申し上げましたように、外国政府の職員期間が通算をされておるようでありまして資格期間で見るとか、もう戦時中に任官をしておった婦長以上の者はほとんどないわけでありまして、ぜひひとつしかるべく給付の道を講ずるような措置をお願いいたしたい、こう思っております。

それから総理府恩給局に伺います。公務扶助料の最低保障額が引き上げられまして大変結構なことだと思つておりますが、これに関連をしてお尋ねをいたしたいと思います。いま、文官普通恩給の受給者の数はどのくらいになるわけですか。

○勝又説明員 昭和五十五年三月末の数字で申し上げますと、文官恩給受給者全体が十五万九千人でございしますが、そのうち普通恩給受給者は約六万五千人でございします。

○小川(省)委員 いま、文官の普通恩給の受給者の中でも、軍人の公務扶助料の額以下の者が少ないと思つておりますが、普通恩給の受給者の中で兵の公務扶助料を下回る者はどのくらいおられますか。

○勝又説明員 これも昭和五十五年三月末の数字

で申し上げますが、その当時におきます兵に対する公務扶助料、この最低保障額が年額九十九万円にございしました。この年額九十九万円を下回る文官の普通恩給受給者の数、これを概算いたしますと約四万人、六二％程度でございします。

○小川(省)委員 ずいぶんおるわけですね。私は、戦時中に軍人として服務した期間がある程度優遇することというのはわかるわけでありまして、普通恩給がこれよりさらに下回るということは最低保障額が低過ぎると思つて、少なくともこのぐらいいままでに恩給の最低保障額を引き上げるべきではないかと思つておられるわけでありまして、ぜひひとつ検討をお願いしたいと思います。

大蔵省の野尻共済課長さんにお伺いをいたします。例の山田メモに基づいて決議をされた附帯決議の、その後の取り扱いの状況はどうなっておりますか。

○野尻説明員 お答え申し上げます。昭和五十四年の共済年金法の改正の際に大蔵委員会の方から附帯決議をちょうだいしております項目は、全部で五項目でございしました。その各項目につきまして、それぞれのその後の検討経過等につきまして御説明いたしたいと思います。

まず第一点は、退職年金の支給開始年齢を六十歳に引き上げるに当つては、将来の雇用保障との関連に充分配慮し、段階的に退職勧奨しよう年齢等を引き上げてゆくよう指導に努めること、これが第一項目でございします。

御承知のように公的年金の支給開始年齢は、平均寿命の推移とか老齢者の稼働能力あるいは年金財政等を総合勘案した上で、そのときどきの状況に応じて一律的な年齢を定めるといふものが原則だろうと考えております。これに對しまして定年の年齢というのは、その年齢までの雇用保障である一般的な考えられておられますので、職種や業種それぞれ異なるためにそれぞれ企業等が個別的な事情からそれを定めていくということ、年金の支給開始年齢と定年の年齢というのとは非常に密接な関係はあらうかと思ひますけれども

ども、これが必ずしも一致していなければならないという、それほど強いつながりがあるとは考えておりません。

〔中山利〕委員長代理退席、委員長着席

しかしながら、今後わが国の高齢化社会への移行が進められていく中でこの問題を考へてみますと、高齢者の雇用政策と年金政策との連携というのは重要な問題であることも間違いないと思います。したがって、高齢者の雇用対策あるいは失業保険あるいは民間企業等での大幅に採用されつつあります企業年金、その他いろいろな政策を総合的に推し進めていく必要があるのではないだろうかというふうに考えております。

なお、公務員の場合は六十歳に支給開始年齢を上げたわけでございますが、別途本国会に定年制法案が提案されてございまして、昭和六十年には六十歳の定年というものが一応実現するというような形に相なりますと、共済年金の支給開始年齢六十歳というものは非常にうまくつなぐことができるという仕組みにはいまのところなっていないわけであり

ます。

第二項目が長期勤続。高齢者が長期勤続することが非常にむずかしいと思われる重労働職種あるいは危険職種に従事していた方々に対する減額退職年金の減額率について、将来必要に応じて緩和する道を講ずるようには、こういう附帯決議でございました。

御承知のように減額退職年金というのは、支給開始年齢より前にやめた人たちが一歳早く年金をもらつた場合に一定の率で減額していく、こういう制度でございまして。この制度は、早く減額年金をもらつた人とそうでなくて支給開始年齢に到達してから年金をもらう人との年金の総額における不公平をなくすために、減額率というのは常に保険数理的に適正な率でなければならないというのが原則だと思ひます。ただ、こういった重労働や危険職種に長期に従事していた方々については、とてもそれは言つてもそういう支給開始年齢まで勤められないのだから、そういう人たちについて

減額率はそう厳しくない率を用いるように、こういう御趣旨と考へております。

なお、この問題につきましては、現在危険職種や重労働職種とは一体各省庁別にどういう職種であるのかといった調査をそれぞれ行つていく段階でございまして、この方々がその減額率を緩和しなければならぬ状況が生まれるのはまだ十五年ほど先のことでございまして、将来必要に応じてそういう検討はさせていただきますというふうに考へております。

それから第三項目でございまして、これは国庫負担の問題でございまして、年金制度における国庫負担が制度間に整合性がないではないか、その整合性について検討するようには御趣旨でござい

ます。

この点につきましても再々申し上げておりますけれども、年金制度における国庫負担のあり方と申しますのは、たとえば厚生年金が二〇％、共済年金が約一六％というように一定の割合だけで、それが不整合であるというふうに見るかどうかというのはまた非常に大きな問題かと考へてい

わけてございまして。

つまり、公的年金に対する国庫負担のあり方というのは、一定の給付に対する率で公平性を保つのか、あるいは一定額に年金のうちのある部分について公平性を保つのかといったようないろいろなむずかしい議論があるわけでございまして、これらにつきましても今後のわが国の公的年金制度全体の公平な国庫負担の配分ということと踏まえて、さらに今後とも検討を続けてまいりたいというふうに考へております。

四番目に、懲戒処分等を受けたことによつて退職した人たちに現在年金の給付を制限しているわけでございまして、この年金の給付の一部制限というのは厚生年金等でも行つていないのだから、その辺について再検討してどうか、こういう御趣旨の附帯決議でございました。

確かに厚生年金や船員保険等民間で行われております公的年金には、懲戒処分を受けて退職したり、あ

るいは禁錮以上の刑に処せられて退職したりといったようなことで退職した方々に、それゆゑ年金の給付を制限するというような仕組みはございませ

ん。これは国家公務員、地方公務員あるいは三公社の共済組合の年金独自の制度でございすけれども、この共済年金は、公的年金としての機能を持つていると同時に、やはり公務員制度なりあるいは公社の職員制度の一環としての位置づけにもあるわけでございすので、そういう面に着目した制限の制度であるわけでございす。

したがって、そういう位置づけがある間は、この制限の規定を全部撤廃するというのは非常に問題が多いわけでございす。現在の制限の仕方が非常に厳しい、懲戒処分を受けましたために退職すると、生涯年金の二割がカットされるのが現在の仕組みでございす。したがって、この制限の中身が若干厳し過ぎるのではないかと御指摘は再々受けておりますので、この点につきましては私も、国家公務員の場合で申し上げますと、昨年の十二月二十二日に国家公務員共済組合審議会を開きまして、この緩和の方策につきまして御検討をお願いし、以後今日まで四回ばかり審議会を開いておりまして、どういう緩和の仕方があるかを検討している最中でございす。現在まだ結論を得ておりません。

最後に五番目でございす。共済組合制度に関する基本的事項について一元的に調査審議をする機関の設置について検討を行うこと。

これにつきましては、現在国家公務員の場合は国家公務員共済組合審議会、地方公務員の場合は地方公務員共済組合審議会というそれぞれの審議会がございすけれども、それらの審議会をい

わば統合いたしました全体の共済組合審議会をつくつたらどうかという御趣旨も含まれてい

ると思ひますが、こういう改正をするためには既存の審議会との関係をどうするか、あるいはその設置の省庁をどこに置くのかといった技術的に非常にややこしい問題もございすので、当面は共済年金制度全体の基本方策について調査審議

する機関といたしまして、大蔵省に共済年金制度基本問題研究会というのを設置させていただきます。現在約十一回会合を開いております。昨年の六月に設置いたしました次第でございす。

以上、五項目につきましてのその後の検討経過を御報告いたしました。

○小川(省)委員 大分検討されておられるようで結構なものでございすけれども、なかなか結論を出すのが困難な問題だけに大変なだろうと思ひますが、ぜひひとつ要望されておるような成果を得るようには審議を促進していただきたい、このことをお願いをいたしておきたいと思ひます。

そのうちいま四番目の、特に懲戒処分にかかわる給付制限の問題でお尋ねをしたのであります。私が常に申し上げておりますように、国家を破滅に追い込んだA級戦犯にあつても、公務扶助料については何らの給付制限が行われておらないわけでありす。実はこの人たちは死刑囚なんです。それにもかかわらず、労働組合運動等によつて処分をされた者が給付の制限を受けるなどということがあつてはいはすはないと思ひわけ

あります。何としても納得できません。

これらの給付制限を一日も早く撤廃してしまふべきであるというふうに思つておりますが、いまも公務員の年金としてなかなかめんどろな点もあるんだというお話であります。少なくとも、この二〇％というものをより緩和するような方向で早急に検討をしていただきたいと思ひますが、重ねてお尋ねをします。この点はいかがですか。

○野尻(説明) 国家公務員共済組合審議会が現在まで議論されている内容につきまして若干御説明させていただきますと、まず一つは、一定年齢に到達したところで給付制限を一切解除するというようなやり方かどうか。それからもう一つは、処分時あるいは給付の開始時から一定期間経過した後で給付の制限を解除したらどうか、そういった幾つかの解除の方法等につきましての利害得失に

考えております。

○小川(省)委員 ぜび、早急に結論を得て緩和し得るような道を講じていただきたい、このことを強くお願いいたしておきたいと思ひます。

次に、自治省にお伺いをいたします。

私どもは、長い間共済組合への国庫負担に関連をいたしまして、何としても国庫負担の導入をして厚生年金との整合性を図るべきだ、こういう主張をしてまいりました。同時に、労使の負担割合等も変えてほしいというふうに要望してきたわけでありましたが、国庫負担導入問題の現況についてはどうなっておりますか、お伺いいたします。

○宮尾政府委員 共済年金財政に国庫からの補助金を導入する、こういう問題でございますが、これにつきましては、制度をつくるときにもいろいろな議論があつたわけでございます。

その当時の経過をいろいろ追つてみますと、そういう制度をつくるべきだという議論と、しかし地方公共団体は公経済の主体であるから、国が出すというよりもそれは公経済の主体である地方公共団体が一般財源の中から出していくべきである、こういう議論とがありまして、結果的には後の方の議論でいけば公費負担の制度をつくるということにいたしました。その地方公共団体が負担をする財源の措置については、地方財政計画の中で義務的な経費としてこれを計上していく、こういう整理を行つて現在に至つておるわけでございます。

その当時のいろいろな御議論、あるいはその後におきましても国の負担を導入すべきではないか、こういう御議論があることは十分存じておるわけでございますが、制度の創設のときにそういう経過があつたということで、現時点では一つの議論として私も承知をいたしておりますが、直ちにそういう方向で検討するということにはなかなか基本的な問題であるというふうに考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 基本的な問題であります、厚生年金との不整合の問題あるはこういう導入を

すれば当然財源もある程度再検討し得るわけでございまして、ぜび検討するように大蔵に対して強く折衝してもらいたい、こういうことを要望いたしておきたいと思ひます。

さて昭和五十五年、五十六年から実施をされてまいりました寡婦加算制度が八月から大幅に引き上げられたわけでございます。基本的な遺族年金の引き上げではないにしても結構なことであるわけでありまして、自治省は昨年四十歳以下云々というふうなことで、これが改正されることを承知をしながら、実は改正を見送つてしまつたわけでございまして、給付者にとつては、大きな損失をこうむつたわけでございます。

本年から増額措置をとられるようでありましてけれども、昨年度分についてはどうするのか、自治省の誤つた態度によつてはどうか、この損失はどうなつていくのか、昨年八月から本年三月までの取り扱ひをどうするつもりなのか、お伺いをしたいと思ふのです。何らかの形でこの損失を埋め合わせをしていただけるのですか。

○宮尾政府委員 昨年、厚生年金法の改正案が提出された段階におきまして、共済年金制度におきましてもこの寡婦加算の引き上げ措置をどうするのかということが議論になりました。これは地方公務員の共済組合だけの措置ではございまして、その他の国家公務員共済組合等共済制度全体を通じて、厚生年金保険法案の内容については、いわゆる子なし若妻についての併給調整の措置等、四十歳未満の子どもがない寡婦については年金を支給しない、支給権を発生させないというふうな措置等がありまして、各共済制度を通じてその改正措置は見合わせることにいたしましたわけでございます。もちろん私も、地方公務員共済制度につきましても審議会にもお諮りをいたしまして、審議会の御意見としても、この際は見合せて慎重に検討して成案を得るようになさう、こういう答申をいただいでそういう措置を講じたわけでございます。

そこで、厚生年金保険法につきましては昨年の

六月、その提出法案に国会修正等が加えられまして成立いたしましたわけでございますが、遺族年金の制度全体について検討する中で、この寡婦加算の問題も本来は扱つていくことが必要だと思ひます。しかし、厚生年金制度ですてに相当大幅な寡婦加算の引き上げ措置がスタートをしまして、

い、そして遺族年金の給付水準をどうするかという問題についてはある程度まだ時間がかる、こういう問題について、いままでどうしようか、どういふ中であつたかという問題が出てまいりまして、いろいろ総合的に判断をし、検討した結果、審議会の御意見等もいただいで、今回、五十六年度から引き上げ措置を行うことにするものが適当だ、こういう考え方をとつたわけでござい

ます。そこで、約一年ずれたことについては、そういう経緯をたどつたわけでございまして、御指摘のようになつたことについては、御指摘のようになつたことについては、仮に厚生年金の支給と同一ところまでさかのぼるといふような措置をとることになりますと、退職年金あるいは老齢年金等の給付調整措置もこれと一緒にしてございすので、給付調整の措置も、すでに裁定が終つておる人たちの分については直さなければならぬ、それもあるべきではないか、という問題が出てきて、そういう既得権との関係で逆になつたいろいろな問題が出てくる、こういうことを考へてさかのぼることはいたさないということに踏み切つたわけでございます。そういうことでございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○小川(省)委員 御理解をいただきたいと言つても、厚生年金法は、四十歳未満云々というものは国会の修正でなくなつたわけですよ。そういううなところがあつたから、自治省が——自治省だけではない、大蔵もそうなんですよ、判断を誤つたわけですよ。そういうことで受給者がみすみす損失をこうむるわけでありまして、こういう点については何らかの形で補償を求めたいと思ふのですが、こういう点については、最低保障額の

引き上げなり何らかの形で、借金を負つたという形で、今後ぜび検討をしていただきたい、こういうふうにお伺いをいたしておきたいと思ひます。

次に、長い間問題になつてきた現職公務員との格差の解消の問題について、若干お伺いしたいと思ふのです。

まず一年おくれの問題であります、一年おくれの問題についてはどのように解決をされようと思ひたいとおるわけですか。

○宮尾政府委員 一年おくれの問題については、かねがねからそういう問題が提起され、何回も御議論をいただいでおるわけでございまして、この問題につきましては、先生御承知のように共済年金制度は恩給制度とつながつておるということもございまして、恩給制度その他の公的年金制度との関連をどうするのか、それから財政負担の問題が当然出てまいりますが、そういう問題はどうするのかというふうな各般の検討をして、どういふふうに判断するかという問題だと思ひておる

す。したがいまして、この問題については共済年金制度基本問題研究会でも検討課題になつておりますので、その検討結果を踏まえて対処していきたいと思つております。

○小川(省)委員 大分時間が迫つてきたようでありまして、質問の幾つかを飛ばしてお尋ねをいたしますが、都市共済についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

呉や大牟田、鹿児島等ではかなり苦しくなつてきていて、聞いているわけでありまして、恐らく追加費用の問題が原因ではないかと思ふのですが、どういふ状況になつておるのか、また今後どういふふうにして解決していくように指導していられるのか、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○宮尾政府委員 都市共済の問題でございまして、いまお示しがありましたように、呉市の共済組合等を中心に相当財政状況が悪化しているものがございまして、もちろんその中で、これは各組合共通でございまして、追加費用の割合というの

支出する費用の中で相当大きなウエートを占めているわけでございます。ほうっておきますと、たとえば呉の場合は、五十四年度ですでに単年度二億五千万円ほどの赤字になっております。積立金は二十六億ほどありますが、これをどんどん食っていくと後大変なことになる、こういう状況でございます。

それで、これは御承知のように、都市共済組合連合会に資金を一定額プールいたしまして、長期給付積立金という形で資金が積み立ててあります。これを財政状況が非常に悪化して資金が不足したところには交付していくという仕組みがあります。これを活用していくことが第一であります。もちろんそれだけでは、将来を見通した場合に十分ではないということでございますので、私どももいたしましては、財政基盤が脆弱な共済組合がたぐさある、こういう状態を何らかの形でもう少し考えていく必要があるということで、年金財政の一元化あるいは組合の統合というような課題についていろいろな面から検討していく時期に差し加かっているのではないかと、将来問題としてそういうことも検討していきたいと考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 ぜひひとつ、呉や大牟田や鹿児島等、そのほかにもほとんどそういう苦しい組合が出てくると思いますので適切な指導をとっていただきたい、こう思っております。

長い間教員であった者あるいは校長であった者が教育長となつて、地共済の年金を受給する者がふえてきておるわけでありますが、財源調整の問題であります。恐らく非常にむずかしいのでやっけないのだと思ひますけれども、地共済の財源が枯渇してきつた状態にあるわけでありますから、こういう面についての財源調整ということとは考えられていないのかどうか、またどうするかをお伺ひいたします。

○宮尾政府委員 財源調整といいますが、責任準備金を移す問題の御質問かと存じますが、学校長であつた人が教育長等になりますと、それは市町

村の共済組合が年金の支給を将来しなければならぬ、こういうことになります。そこで、学校長として公立学校の方に積んだ責任準備金というものを市町村に持つてこなければ、市町村の職員共済組合の方がその財源に穴があくということで、法律ではそういうものをきちんと移管をしないといふ仕組みになっておるわけでございます。

しかしながら、これはそれぞれの共済組合全体を通じてそういうふうにするべきであるという法律の定めになっておりますが、非常に膨大な事務量なり事務費がかかる、それからその移管をするに於いての計算方式についてきわめて現実的な処理を定めておりますために移管額の不均衡が個々の組合等に出てくる、こういう問題があります。現実にはまだそういうことをやるための仕組みを自治省として示してありません。私どもは、これは事務的になかなかむずかしい問題がありますので、ぜひ研究を早めてそういうことについても取り組んでいきたいといふふうに考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 それから被扶養者の認定基準の収入の限度額の問題でありますけれども、四十九年の四月に七十万円に決められたわけであります。多くの被扶養者が、被扶養者から国民健康保険に変わらざるを得ないような状況に至るところに出てきておるわけであります。最近、閣議でこの問題が取り上げられて引き上げられたと聞いておりますけれども、どのように変わったわけですか。

○宮尾政府委員 被扶養者の認定の問題でございますが、これにつきましては、従前、その所得税の扱いあるいは給与法の扱い等を参酌いたしまして七十万程度というふうにしておりましたが、今回所得税法あるいは給与法の取り扱いが五月一日から八十万に引き上げられることになりましたので、共済制度におきまして五月一日から七十万円を八十万円に引き上げる、こういうふうに措置をいたしました。

それからなお、地方公務員等共済組合法施行令

を改正いたしました。被扶養者に係る生計維持要件に関するこの認定基準というものを自治大臣が定めることになっておりますが、その場合に、給与法とか所得税法の取り扱いを参酌するほかに健康保険法の認定の取り扱いも勘案するといふふうに変更したわけでございます。そういうことに伴ひまして、被扶養者の認定の特例措置といたしまして、障害年金受給者と六十五歳以上の老年人につきましては所得制限を八十万円を百二十万円にする、こういうことに改めました。そしてこういう形で運用することになっております。

○小川(省)委員 時間が参つたようでありますから、最後に一つだけ伺ひます。管理運営の問題であります。各組合の理事や運営の委員やあるいはまた組合会議員等の選出の問題なんでありまして、これも、この選出基準がどうなっているのかといふことなんです。現在の段階ではまあまあそうなっておりますが、組合員を代表する者といふふうにぜひ改めてほしいという声が大変強いわけでありますけれども、改めていただけますでしょうか。

○宮尾政府委員 組合会の代表者の問題でございますけれども、これは先生御承知のように組合会の議員につきましては、市町村長のうちから選挙されました議員と、それから市町村長以外の組合員のうちから選挙した議員とが同数選挙される、こういうことで個々の組合会が構成をされておるわけでございます。それから組合の役員である理事につきましても、それぞれのそういう形で選挙された議員のうちから同数選挙される、こういう形になっておりますので、いまの仕組みの中で組合員の意志というものが組合の運営に十分反映されているのではないかと、私どもも考えているわけです。

要は、組合員の意志を運営に反映をさせ、民主的な運営ができるということを保証すべきだといふ御意見だといふふうに思ひますので、私どもは現行の仕組みの中でもそういうことが十分できると考え、またそういう方向で運営するように指導

してまいりたいと思っております。

○小川(省)委員 ぜひひとつ、民主的な運営が確保できるような方策を講じていただきたい、こういうことをお願いをいたしておきたいと思ひます。

大臣、実はいま私、半分ぐらい時間の関係で質問を省略をいたしました。ただ、共済組合法にはかなりの問題が含まれておるといふふうに言わなければなりません。しかるに、やむを得ず共済組合法を軽視をするような動きがないわけではないわけでありまして、そういう意味でぜひひとつ、共済組合法関係についても大臣の所管の一環として十分意を用いてもらいたい、こういうことを強く要請をしたいと思ひます。何か一言ございませうか。

○安孫子國務大臣 御要望に沿ひまして努力をいたします。

○小川(省)委員 終わります。

○左藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○左藤委員長 この際、本案に対し、自由民主党を代表して工藤巖君より修正案が提出されております。

修正案の提出者から趣旨の説明を聴取いたします。工藤巖君。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○工藤委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本修正案は、政府原案で「昭和五十六年四月一

日と定められております施行期日につきまして、すでにその日が経過しておりますので、これを「公布の日」に改めるとともに、これに伴いまして所要の規定の整備を行うおととするものであります。以上が修正案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○左藤委員長 以上で修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○左藤委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。別、別、討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、工藤議員提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立総員。よって本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○左藤委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブを代表して工藤議員外五名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。工藤議員。

○工藤議員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブの六党を代表して、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、次の附帯決議を付したいと思います。

案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、共済組合法の充実に努めるため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 長期給付に要する費用の公的負担分については、厚生年金等の負担と異なっている現状にかんがみ、公的年金制度間の整合性に配慮しつつ検討を続けること。

二 短期給付に要する費用の負担について、組合員の生活実態等にかんがみ、適切な措置を講ずること。

三 年金額の改定実施時期については、現職公務員の給与より一年の遅れがあるので、遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

四 懲戒処分者に対する年金の給付制限については、他の公的年金との均衡も考慮して引き続き検討すること。

五 退職年金等の最低保障額について、引き続きその引上げを図ること。

六 遺族年金の給付水準を七十パーセントとするよう努力すること。

七 退職年金受給者等の医療の充実を図るため、任意継続組合員期間を延長するよう検討すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○左藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

これより採決いたします。

工藤議員外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、安孫子自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安孫子自治大臣。

○安孫子國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして善処してまいりたいと考えております。

○左藤委員長 この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○左藤委員長 地方公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

久間章生君。

○久間議員 待望の地方公務員法の一部を改正する法律案の審議にやっと入ることができました。本当に喜びにたえないわけでございます。といいましますのは、もう選挙区に帰りますたびに、いつ法律は通るのか、今度こそ定年制は実施されるのか

と非常に期待を持ってながめられておりまして、今度こそ通らなかつたらもう永久にだめじやないか、そういうことまで言う市町村長さんたちもたくさんおられます。ぜひ今回の国会で上げていただきたいとみんなが思っているようでございます。

そこで、まず大臣にお伺いしたいわけでございますけれども、提案理由の説明では、職員の新陳代謝を確保し、長期的展望に立つた計画的、かつ、安定的な人事管理を推進するため、適正な退職管理制度を整備することが必要であります。としておりますけれども、大臣は知事もしていらつしやつたわけでございまして、地方公共団体の実情は私ども以上に熟知しておられると思うのでございまして。

そこで、現在のどのような制度のままで、いま述べたような内容のことが十分達成せられないと認識しておられるのかどうか。本制度を設けられた背景につきまして、御経験をお聞かせ、御所見をこの際承っておきたいと思ひます。

○安孫子國務大臣 本制度を実施したいという趣旨につきましては提案理由に申し述べたとおりでございますが、現在の実情から申しますと、退職勧告というようないふことをやっておりますけれども、だんだんとそれが困難になつてまいつております。特に市町村等におきまして、その実施が困難な実情もございまして、また、県におきましても、ある県はこれが非常に停滞をして、所期の目的を達し得ないという県もあるわけでござい

ます。したがって、この傾向というものは、これから高齢化社会に進むに従ひましてだんだんと深刻になつてくる、こういうふうに思ふのです。それからまた、退職する人の立場を考慮してみても、やはり一定年限の定年がございまして、そこでその後の問題につきましても十分計画的に処置できるわけでございまして、その点を考えても退職者の立場から考えても、特に年齢をある程度延ばしてまいりますればこの方が安定をする

と考えますし、また府県、市町村行政を実施する

面におきまして、提案理由に御説明申し上げましたとおり計画的な人員配置、そして効率的な地方自治行政が確保されるゆえんでもあるわけでございます。この点はぜひこの定年制というものを私どもは実施をいたしたいと考えておるわけでございます。いろいろ具体的な問題について申し述べる機会もあろうかと存じますが、私の実感といたしまして、もうこの際ぜひこの定年制につきましても実施をしていただかなければならぬような実態に相なつておるといふことだけは、ひとつ御理解を願いたいと思います。

○久間委員 自治大臣の御認識もつともだと思つた。私は、それに加えて自治大臣に認識していただかなければいけないのは、民間においてはほとんど定年制が実施されておるといふことでございます。最近では、貧しきよりむしろ公平でないことを憂へるというようないことが行革等でも盛んに言われているわけでございますけれども、民間においてはほとんどの会社、特に人事院が公務員と比較する場合に對象とするような会社はほとんどが定年制を実施しておる。

私もこの地方行政委員会の調査室からもらった資料によりまして、民間企業における定年制度の概況の表を見ますと五百人以上の企業では九八・七％、約九九％、ほとんどの企業が実施しておるといふことでございます。しかも、民間の場合にはその年齢も五十五歳あるいは五十八歳、六十歳とばらばらでございますけれども、まあ概して六十歳以下になつておる。そういうことを考えれば、どうしてもここで定年制をしなければ非常に不公平感がみんなの気持ちの中に残つてしまふのじゃないか、私はこれは行政を担当する自治大臣として十分考えなければいけないことじゃないか、そのように思ふわけでございます。

そこで次の質問に入つてまいりますけれども、地方行政委員会のこれまた調査室の資料によりますと、自治省においてはこれまでも何回となく定年制を導入しようとして計画されて、法律案も国会に出してこられたやうでございますけれども、これ

までの経過につきまして担当部局より御説明を願いたいと思ひます。

○宮尾政府委員 地方公務員につきまして、政府がこれまで定年制というものの立法措置を行おうといふことで、過去に何回か国会に法案を提出した経緯がございます。

第一回目の法案は、昭和三十一年の第二十四国会に法案が提出をされまして、このときは参議院先議で附帯決議がついて参議院で可決されたわけでございますが、継続審議になりまして、第二十四国会、二十五国会継続になりまして、第二十六国会におきまして審査未了のため廃案といふことになつております。それから二回目の法案は、四十三年の第五十八国会に提出をされました。これは、同国会におきまして審査未了のため廃案となつております。それから同じく四十三年の十二月に、六十一国会に法案が提出されまして、四十四年六月衆議院で可決されましたが、八月に参議院段階で審査未了のため廃案といふことになつております。それから、その次が五十五年の三月に、九十一国会に提出をされました法案でございます。これは審査未了のため廃案となりました。五十五年の十月、九十三国会、前国会に法案が同じ内容で提出をされましたが、それが継続審査となりまして、今国会でだいま御審議をいただいております。こういう状況でございます。

○久間委員 自治省の方でも何度か試みて、努力もしてきたといふこともわかりますけれども、私はこの際考えていただきたいのは、戦後各地方公共団体は独自で定年制の条例を持つておつたんですね。ところが、地方自治法をつくつたために、そのときに十分な配慮がされなかつたために、その条例が無効になつてしまつた。定年制を地方公共団体が独自でしけなくなつてしまつた。そこにこの問題の混乱の原因があつたんじゃないか、そのように思ふわけです。

本来からいいますと、こういうのを法律で決めなくても、地方自治団体がみずからの手で、みずからの職員の定年をどうするかといふことは決め

られてしかるべきなんです。それが、地方自治法を制定するときに身分保障の制度とららはらの関係で、そのような条例が全部自動的に無効とされてしまつた。そこに問題があつたんじゃないか。私は、こういう点について、やはり自治省は地方自治法を所管する省として十分反省していただきたい、そのように思ふわけでございます。

そこで、そういうふうな法律が施行されてしまつたわけでございますから、それはやむを得ないとして、現在、昭和四十四年からこちらは今全然法律案が国会にも出されてないわけでございまして、とにかくながら、地方自治団体からはこの間にも、とにかく定年制をいいてくれ、いいてくれといふ要望は自治省の方にもあつたんじゃないか、そのように思ひますけれども、なぜ四十四年以來一貫してこの法律案を出さずに今度出されるようになったのか。その辺の経緯についてもお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮尾政府委員 各地方公共団体から定年制度の導入につきまして、これまでたびたび要望が出ております。これは昭和二十七年當時から計算をいたしまして、各団体を含めて百五十一回にも及んでおるといふ状況になつております。それほど各地方公共団体で、退職管理を適正に行うために定年制度というものが望まれておつたわけでございますが、先ほど申し上げましたような定年制導入のための法案の提出は、今回の前は四十四年で、以降四十四年を最後として、約十年ほど行わなかつたわけでございます。

これは自治省として、定年制度というものについて検討なり導入の必要性といふものを認めなかつたわけではございません。相変わらずそれについては必要だといふ考え方のもとに、すでにいろいろな研究等は行つておつたわけでございますが、先ほど申し上げましたような何回かにわたる国会での御審議の経緯等もありまして、また国家公務員における制度の検討等の状況等にもらみながら、その時期をいろいろと考えておつたというのが現状でございます。今回、国家公務員につい

て定年制度が導入をされる、こういうことに方針が決まれば、法案が提出をされましたので、地方公務員についても同様にいたしたいといふのが自治省の基本的な考え方でございます。

○久間委員 四十四年から昨年まで十年間以上、検討はされたんでしようけれども、少なくともこの問題について決着をつけようといふ形で主体的な行動は起こされていなかった。その間に、地方自治団体としては非常に苦勞をしていただと思つておる。私たちも県会の場合、いろいろな事例を挙げながら話をしていきますと、国に対して要望はしておる、しかしながら、自治省がとにかく腰を上げて法案を出してくれなければどうにもならないんだ、そういうような話ばかり返つてきてもう歯ざしりしたものでございます。

私は四十四年の経過を見ましても、衆議院は少なくとも通過して参議院に回つておる、そして時間切れで廃案になつたわけでございますから、衆議院の院議を尊重するなら、その次でもささず出すべきじゃなかつたか。もちろん、国家公務員とのバランスの問題もあつたらうと思ひます。當時は、国家公務員についてはそれほど話題になつていなかった、そういう点もあつたらうと思ひますけれども、やはりその間に退職勧奨の制度その他によつて地方自治団体がこつむつた経費の支出増といひますか、そういうものは莫大なものだったんじゃないか。

また金にかえられないような、たとえば高齢者を一人やめさせれば、三人新卒の大学卒者を使うことが出来るわけでございますから、住民へのサービスの点からいっても大きなマイナスがあつたんじゃないか。やはりこの問題については、この十年間のプランクについて自治省としては十分責任を痛感してもらわなければいけないのじゃないか、そのように思ふわけです。

ところで、最近のマスコミの論調を見ますと、公務員の定年制度の導入を強く主張しているやうであります。これも国民世論を反映したものでないか、政府の方では、公

事務員の定年制度の導入につきまして世論調査等をされたことがあるのかどうか。

私の知る限りでは、いまや国民の大半が、民間では定年制がしかれているのになぜ公務員だけが聖域になっていて、本人がやめようと思わなければ何歳までもやれるというのは制度そのものがおかしいんじゃないか、そういうような意見が非常に強いわけでございますし、また割り増しの退職金を払ったり、さつき言いましたように老人一人にかわって三人の大半者を雇うことができるというようなことから、大変批判が続出しておるのでございます。こういうような調査の結果について調べておられれば、その結果を教えていただきたいと思います。

○宮尾政府委員 最近の調査といしましては、五十三年に総理府が行いました公務員の定年制度に関する世論調査というのがあります。これによりますと、公務員への定年制度の導入の必要性につきましてどうかというこの問いに對しまして、六三％が必要があるというふうに答えております。

なお、こういった調査は、前にも昭和四十八年、それから昭和五十年と行われておりますが、四十八年の場合には、必要があると答えた者が五〇％、それから五十年の段階で六〇％、こういう状況でありまして、それが五十三年度の調査では六三％というように漸次ふえておる状況にあります。こういう結果から見まして、国民の多くが公務員について定年制度を設ける必要があるという考え方をとっておるというふうに私も考えておるわけでございます。

○久間委員 五十三年度の調査でそれだけの数字が出ておるわけでございますから、昨今ではもっとも高い数字が出てくるんじゃないか、そのようにも思うわけです。

ところで、この際、大臣にひとつ伺いしておきたいのですけれども、大臣は提案理由の説明において「高齢化社会への対応に配慮しつつ」ということを述べておられます。また、現在、政府は

中高年齢者の雇用促進を進めておりますけれども、地方公務員の定年制を設けることとこのような政策との関係についてはどう整合するのか、自治大臣のお考えをこの際お聞きしておきたいと思ひます。

○安孫子國務大臣 現在、勸奨対象にしておりますのは、おおむね五十五あるいは五十六、五十七、五十八とまりぐらいじゃないかと思うのです。そういういたしますと、その後の人生設計というものもまた問題になる、こういうような問題もまた出てくるわけでございます。国家公務員の場合には、おおむね六十歳という見当にしておるわけでございします。これは県条例にもよりまして、六十歳と、これは一応想定いたしますと、その点は高齢化社会に對する体制が一つでございまして、私はそう思うのです。そこで整合性が一つございまして、生み出される、こういうふうな考えに對するところの多様性、適合性、こういうものもこの定年制実施によりまして確保できる、かように考えております。

○久間委員 反対の意見の中で、高齢化社会に向かつて進んでいるときに、一定の年齢で職場を去らせることを法律で決めるのはおかしいじゃないか、そういう意見もあるわけですが、私は先ほどの国民の世論を見てみましても、中高年齢者の雇用促進については、もちろんこれまた国民は、そういう政策について賛意を示しつつも、やはり一方では民間も含めて定年制をしくこと自体には、その合理的な根拠といひますが、客観的な必要性というものを認めておるわけでございまして、両者はやはり別個の問題であるというふうに理解しておるわけなんです。

だから、まずは民間と同じように、同じ土俵、レベルに上げてしまつて、六十歳を基準とする、いま大臣が言われたように一つのそういう土俵をつくつてしまつて、その上に立つて、さらにそれを民間が延びていくなら、公務員についても延ばしていくというふうな、その上に立つ中高年

齢者の雇用促進対策というものを別途考へるといふのが筋じゃないか。したがつて、この二つの問題というものは何ら矛盾する問題じゃないというふうには私も理解しておりますけれども、いまの大臣のお話を伺つても、そのような御認識のようでございますので、安心して次第でございます。次に、この高齢者がいま職種別にどのようなに在職しているのか、その職種別在職状況についてお尋ねしたいと思ひます。

昨年三月のサンケイ新聞によりますと、八十一歳の高齢者——私もこの新聞を見て初めて、それほどまでの高齢者がいたのかということを知つたわけでございますけれども、高齢者Aさんの紹介を初め、八十歳以上が四人もいる大田区の実例と、また全国では六十五歳以上が十万人で、七十歳以上が二十万人という数字も言われておりますけれども、沖縄のある村では職員の一三・五％が六十歳以上だという話も聞いておるわけでございます。これらの実情について自治省の方で調査されておられれば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮尾政府委員 最初に、高齢者の職種別の在職状況というお尋ねでございますので、それにつきまして職種別にまず申し上げてみますと、五十五年の給与実態調査で見ますと、地方公務員の場合、一般職員では六十歳以上の在職者は〇・三％で四千三百五十五人、一般職員全体では約百三十万人でございます。それから技能労務職員、約三十八万七千人の中で六十歳以上が実数では一万三千二百六十六人、三・四％、それから企業職員十六万六千人の中で八百六十四人、〇・五％、消防職員は約十一万八千人でございますが、六十七名、〇・一％、警察職員は二十一万人のうちでわずかに四名、これはほとんど数字にはあらわれませんが、それから教育職員は約九十六万七千人ありますが、この中で二千五百五十名、〇・三％が六十歳以上ということになっております。それで全職員、これらの職種全体を通じてのトータルは、六十歳以上が二万一千六百六名、割合といひましては〇・七％、こういう状況になっております。

それから、もちろん、高齢者が各地方団体ごとになどいう状況になつておるかということについては、それぞれの団体によつて非常に違つておるに、退職管理がうまくいつておるものと、いつてないところで相当な差があります。たゞさんの団体がございまして、詳細なデータというのはなかなか申し上げにくいわけでございますが、それだけ、これを別の角度から見ますと、相当な高齢者について退職の勧奨をしておる、それに対して応諾をしておる率が非常に低いところ、こういうところ、個々に団体を見ると相当高い職員が在職する団体となつておる、こういうふうに見受けられるわけでありまして、参考までに、応諾率がたとえ六割を割つておるような団体は、市の場合には約一四％程度くらいあるという状況になつております。

○久間委員 私は、地方公共団体の職員のうち、もちろん一般職もそうでございますけれども、学校の教職員等におきましても六十歳以上の人がかなりおられる。これもひとつ問題じゃないかというふうに思ふのです。かつて私は県会議員をやつておりましたときに、文教委員会等で問題になつたことがございしますけれども、六十七歳のおばあちゃん先生——子供たちから見ればおばあちゃんでございますから、あえておばあちゃんと言わせてもらひますけれども、学校の防災訓練のときに、小学校四年生の生徒に逆の手を引かれて一緒に逃げたというのです。先生は本来、さあ、皆さん、こつちに来て、こうしなさい、ああしなさいというのが防災訓練のあり方でございますけれども、小学校四年生というとはさしこいですが、これは本当にこつちになつてしまひますけれども、四年生の子供に逆に手を引かれたということが問題になつたわけでございます。

あるいはまた、私の県であります長崎市内なら長崎市内、これは異動はなかなか簡単にはできないから、高齢者の人が残つておると、やめた場合にしか新規が入つてこない。そういうふうなことで、

新人の先生方はほとんど五島に行ってしまう、対馬に行ってしまうという様な形で、離島に行くわけです。そうしますと、学校の先生方が高齢化してしまふ。学校ではせっかくプールをつくったけれども、泳ぐ生徒はおつても、指導する先生、一緒に泳ぐ先生がいない。特に、小学校の先生なんかの場合には女の子が多うございますから、泳がない人がおられる。最近の若い女の子の方だったら、水泳ができるかどうかを試した上で、やはり水泳ぐらいでなければ教師としてはだめだといふようなことで、採用のときにそれも一つのチェックにしていると思えますけれども、ともかく高齢者の方ばかりで、プールはできたが指導者がいない、そういうことになってしまった例もございいます。

また、これまた私のごく身近なところでございましてけれども、子供が学校給食費でしたかPTAの会費でしたか、ともかく持っていたのを六十過ぎた先生が忘れていて非常に問題になった。そういうようなケースもあったわけでございいます。

したがって、こういういろいろな問題を考へてみますと、定年制をやはりしかなければ、地方自治体としてはとにかく自分たちではもうどうしようもないんだ、退職勧奨を幾らやってもとにかくそういう人たちがやはり残っちゃうんだという様な話でございまして、おくれはせながら今回やつとここまでこぎつけられた御努力というのとは多とするわけでございすけれども、先ほどから何回も繰り返すように、これまでの間に、もつと世論を喚起して、なぜもつと早く法律を出せなかったのか。四十四年から今日まで放置してきたというの、私は本当にそこに自治省としての行政責任が問われるのではないか、そういうような気がするわけでございす。

しかし、この問題についてはいまだ振り返つてみてもしようがないわけでございすから、大いにいままでのことについて、地方自治体のそういう実情というのを再認識していただいて、次の

質問に入つてまいりたいと思ひます。

次に、退職勧奨の制度についてお尋ねするわけでございすけれども、先ほど述べましたように、地方公共団体が条例で定年制を定めていたものを、国が地方自治法を一方的に決めてしまったためにこれらの条例が無効になってしまったといふことで、地方自治体としてはこれにかわるべきうまい方法がないかと考えたのが、この退職勧奨の制度でございす。

安孫子自治大臣も知事をしておられて、退職勧奨で、この制度がなかったならばもつとむづかかったらうといふことは理解されると思うわけでございすけれども、この退職勧奨の制度をつくつて、これによつて高齢者の退職に努力しておられるようでございすけれども、これまた大変金がかかります。それと同時に、なかなか簡単には応じてもらえない。後で人事院の方にも聞きますけれども、いまの給与制度では後に残れば残るほど給与が上がつていくわけでございすから、一年、二年がまんしておつても三年、四年、五年と勤めた方がましだといふようなことになって、なかなか応じてもらえない。

今度の法律が出来ましてからも、退職勧奨の制度がうまいといふところから、わざわざこの法律をつくらなくてもいいじゃないかといふ様な意見も一部にあると聞いておりまして、そういう方々は地方自治体の実態を全く知らないんだ、あるいは知り過ぎて逆にそういうことを言つておるのだ、そういう気さえたわけでございすけれども、この退職勧奨の応諾率はどうなつてゐるのか。また、法的根拠等もないために、訴訟まで持ち込まれたケースもあるといふやうに聞いております。訴訟まではならないにしても、人事委員会に訴えられたケースは多々あるのではないか、そのやうに思つてございすけれども、これらの実情についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮尾政府委員 定年制度がないために、各地方公共団体がいわゆる退職の勧奨という形で退職管理を行つておるわけでございす。この退職勧奨

制度によります応諾率でございすけれども、全地方団体では八六・四％といふことになっております。

それで、これをもう少し細かく見ますと、これは昭和五十四年度の調査結果でございすけれども、都道府県が八九・四％、市が七七・九％、町村が八九・七％といふのが全体の姿であります。ただ、これはいずれにしても全地方団体あるいは全都道府県といふやうなトータルの数字でございすので、個別に見ますと、個々の市町村におきまして応諾率がいいところ、悪いところ、非常にばらつきがあるわけでございす。

先ほど申し上げましたやうに、たとえば応諾率が六〇％以下といふやうな団体、これは指定市、特別区、市全体をひくくめて六百三十九の団体で見ますと、八十八団体、一三・八％の団体がやはり応諾率が六〇％以下といふことで、そういう団体では必ずしも勧奨退職制度といふものがうまくいってない状況にある。片方また、非常に勧奨退職制度がうまくいつてゐるところもありますけれども、そういう状況が見られるといふことであります。

それから、いま御質問の中にございしたやうに、この勧奨退職制度は本人の同意を要件とするものでございすので、必ずしもスムーズにいかないケースが時としてあるわけでございまして、そういう点についての各地方公共団体の人事当局におけるいろいろな苦労があらますほか、職員の側から見ても、勧奨をそのまま受けて退職をする人とはそれに応じない人との間での不公平の問題が残るなど、人事管理の面でいろいろ悪い影響が出てゐるわけでございす。

そこで、人事委員会に提訴をしたり、あるいは訴訟といふやうな事例がたくさんあるのではないかと御質問でございす。これは、私も全団体についてそういうものを掌握するために調査をしたことはございせんので、その状況が現実にとつてゐるかといふのはわかりませんが、実際にいま申し上げましたやうに人事当局も非常に苦労をいたしまして、強制的に退職の勧奨を

行ふといふことは避けておりますので、私どもの予想としては、そういうケースは実際問題としてはそう多くないであらうといふやうに思つております。

なお、具体的な訴訟となつた事件等については、二、三の事例があることを私どもとしては承知をいたしております。

○久岡委員 私の調べた範囲でも、退職勧奨の仕方がしつこ過ぎたとかやり方が少し違法性があつたとかいふやうなことで、訴訟まで持ち込まれて負けたといふやうなケースも聞いておりますし、またそういうことを聞くことによつて、地方公共団体としては退職勧奨もあんまりはやれないのではないかといいことで手控えざるを得ない、そういうことから、先ほど言ひましたやうに市で二〇％以上の非応諾率といふことが、応諾されない方がおられるやうな状況にもなつた。そうなつてくると、職員間でも素直に応じた者がばかを見るといひますか、正直者がばかを見るやうなやつになつてしまふ、そういうケースもあつて退職勧奨の制度も非常に問題ではないか、私はそう思つてゐるわけだ。

また、この間もある町長さんから聞いたわけでございすけれども、一応ある年齢に達したら退職勧奨をする、ところが、この人は仕事が出来るからもうしばらく残つてもらいたいという人も、やはり同じやうにしないといふ不公平だから。しかし、そういう方に限つて後進に道を譲らうといふことでさつとやめられる。ところが、こういう方はもう残つてもらつてもこのポストではちよつと困るのだ、どこかに配置転換させぬといふかぬといふ方に限つて退職勧奨になかなか応じてもらえない、非常に不公平が出てくる。それが結局は住民の方から見ても、何かしらサービスの低下につながつてくるといふことで、ともかくこれは制度的に解決してもらわないと困るのだといふ話を聞いたわけでございすけれども、いまのお話を聞いてもそのような感をさらに強くするわけでございす。そこで、ついででございすからこの際ちよつ

と聞いておきたいわけですが、仮にこの法律が通りまして定年制が実施された場合には、現在のよ
うな退職勧奨の制度はどうなっていくのか、たと
えば管理職等についてもやはりやるのかどうか、
それについてひとつお聞かせ願いたいと思いま
す。

○宮尾政府委員 定年制度が施行された後にこの
退職勧奨制度がどうなるのかということではござ
います。行政組織の能率的な運営ということも考
える場合に、常に職員の新陳代謝というものが必
要不可欠であるわけではございまして、そういう意
味から、組織の活力というものを維持するという観
点から、任命権者が必要と認める場合には、定年
制度が実施された後においても退職勧奨という制
度は残し得るというふうに私どもとしては考えて
おるわけではございまして。

ただ、退職勧奨制度というものについては、分
けてみますと二つの機能とありますが、あるよ
うに考えられるわけではございまして、一つは、定
年制度にかかわる機能として一律的に退職を勧奨す
るということのような集団的な退職管理機能と、それか
らもう一つは、個別的な人事管理ということで行
われるものと、二つの役割りというか機能がある
というふうに考えられるわけではございまして。い
ゆる個別的な人事管理という機能を果たす退職勧
奨制度というのは、当然定年制度が導入された後
においてもこれは必要であるし、残るであろうと
いうふうに考えるわけではございまして。

ただ、集団的な退職管理ということにつきまし
ては、将来を考えた場合には定年制度ができるわ
けですから、そういう意味で徐々にいいいますか、
そういう必要性というものは薄れてしまうわけで
ございまして、経過的に定年制度と併用してそう
いうものが場合によつては残るということもあり
得るかもしれない、こういうふうに考えておるわ
けではございまして。

○久間委員 大体わかりましたけれども、この法
律が通った後勧奨退職制度を残すということにな
りますと、いままですみだに五割増しということ

はないにしても、ある程度の割増しの退職金が
払われるということになりますと、それがかなり
恣意的に利用されることも逆に警戒せぬといけま
せんので、その辺は十分配慮していただきたい、
そういうふうに思うわけではございまして。

次に、この定年制がないために、たとえば今年
度末あるいは来年度初めというような形で何人
めめるかがわからない、そういうために人事担当者
というのは将来の採用計画が立てられずに非常に
困るという話でございまして、私の知って
いる範囲でも、学校の教員の試験を長崎県で受け
た、合格通知はもらった、しかしながら採用は決
まらない、年が明けても決まらない、私のところ
にどうなるんでしょうかと相談に来られる。県の
方に問い合わせますと、県の教育委員会として
は採りたいけれども、年度末に何人やるか、
結局最後までわからないとわからないんだ、最後の
発表は三月の下旬にならないと正確なところ言え
ませんという話になりました。

そういう方はほかの方でも、東京都あるいは大
阪府という比較的、いわゆる人口がふえていると
ころでも受けておる。そういうところはやめなく
ても新規に職員の採用ができるから、合格してい
ると大体採用されていくというふうなことから、
そちらの方からは採用通知が来ている、あるいは
来ないかという話があつていて、自分は長崎県な
ら長崎県に勤めて、ここで一生懸命やりたいと
思つておつてもなかなか決まらない。みすみす優
秀な人材をよそにとられてしまうということでは、
教育委員会としても非常に残念がらるし、本人自身
も自分のやりたいところで仕事ができない。試験
には合格しているのに、待てばいつかとならで
きるかもしれないのに、遠くに行かなければいけ
ないということが出ておるわけではございまして。

そういうケースを見るたびに、本当に困つたも
のだ、人事計画がもつとスムーズに立つような制
度にならぬものか、そのためにはどうしてもやめ
る定年というのをきちんとすることが大事じゃな
いかというふうに思ひましたわけではございませ
ん。

れども、自治省としては、地方公共団体がこうい
うふうに入事計画上も定年制が樹立されてい
ないために非常に困つておるという実情をどこまで承
知しておられるのか、これらのことについてお聞
かせ願いたいと思ひます。

○宮尾政府委員 定年制度がないために勧奨退職
という制度で退職管理を行つておるということ
ではございまして、その弊害といひますか、人事管理
面で非常に困る点は、ただいま御質問にありまし
たように、きちんとした人事管理のための計画、
ことに採用計画とかそういうものが立てられな
いというところに一番の大きな悩みがあるわけ
ではございまして。そういう状況でありますので、い
ろいろと、たとえばいま御質問の中にありましたよ
うに、大学卒業生の就職に絡んでその進路をな
かなか決めかねるというような事態が出てきて、御
迷惑をかけるというような事例がときときありま
す。各地方公共団体の人事当局では、この問題
については非常に頭を悩ましておるわけではござ
います。

勧奨退職制度が非常にスムーズに機能してい
るところは別でございまして、応募率が非常に低い、
そのために退職者が何名かわからないというよう
なところやどれだけあるかということですが、ど
れだけというのとはなかなか計数的には申せませ
んけれども、私どもが定年制度の導入ということ
について御要望を聞く中で、非常にししばばさうい
う悩みを訴えられておるというのが現状でござ
います。

○久間委員 自治省もその辺はよく御存じのよう
でございまして、先へ進みたいと思ひます。
次に、この際、大臣にまたお尋ねしておきたい
と思ひます。本法律によりまして、全国の地方公
共団体が一律に定年制をしくことになるわけでは
ございましてけれども、先ほども冒頭ちよつと言つた
ことではございまして、この法律案はさうい
った地方自治の本旨といひますか、本来は地方自治団
体がいろいろのことを独自に決め得るのだという地
方自治の本旨、そういう関係についてはどうなつ

ているのか、どのようにお考えになつておるのか、
その辺の御所見を承りたいと思ひます。

○安孫子国務大臣 基本的なものは法律で決
める、しかしその実施の面のいろいろなことにつ
いては県条例で決める、こういうことに相なるだ
うと存じます。

○久間委員 基準的なものを国で、この法律で示
して、あとは県条例で決めるからその点はいいの
だということになるわけではございまして、しか
しまた逆に言ひますと、私は心配があるのです。
国において基準を決めて、国家公務員を基準とし
て条例で決めなさいということでは法律はできたけ
れども、地方自治団体がやらない、あるいは組合
交渉の結果、とにかく年齢を六十五歳とか七十歳
とか決めてしまふ、そういうふうになつてしまふ
やつてきたらこれまたある意味では問題じゃない
か。やはり地方自治の本旨はわかるけれども、あ
る程度の統一がとれていないといひないのじゃな
いか。

ところで、この法律によりまして、年齢を六十
歳を基準として条例で定めることというふうにな
つておりますけれども、これは六十歳を超えて
みたり六十歳以下になつたり、各地方公共団体で
まちまちになり得るのじゃないか。特に、再任用
の制度とか勤務延長の制度とか考えますと、こ
こで二年ぐらいの幅があれば、大きいところと小
さいところでは五年の幅が出てくるわけではござ
います。その辺についての考えを、公務員部長から結
構でございましてけれども、お尋ねしたいと思ひま
す。

○宮尾政府委員 今回の法律の基本的な仕組みに
ついてはございましてけれども、先ほど大臣から御
答弁申し上げましたように、定年制度というものを
導入するということについては法律で一律に画
一的に決めるということにいたしてございまして。
そしてそれに関連をいたしまして、勤務の延長ある
いは再任用という制度も法律で一律に決めてお
るわけではございまして。
なぜそういうふうにするかということではござ

ますが、これは定年制度ということが地方公務員の身分保障の基本に関する事柄でございします。現在の地方公務員法の仕組みというものが身分保障の基本については法律ですべて定めて、一部法律から条例に任せておる部分もありますけれども、基本的には法律で枠組みを決める、こういう考え方をとっているからそういうことにしたわけでございます。ただ、定年年齢をどうするか、あるいは具体的な定年制度に関する細部の点についてどういうふうにしていくか、こういうことにつきましては地方自治の本旨ということも尊重いたしまして、地方団体の自主性も認めていいではないか、こういう観点から条例にゆだねているわけでございます。

そこで、定年年齢がばらばらになってしまうのではないかと御心配でございしますが、そういうふうになつてはこれまた定年制度というものが公務員全体を通じての均衡がとれないことになりまして、定年についてはこの法律の中で、決める方は条例に任せておられますけれども、国の職員については定年を基準として条例で決めていただく、こういう仕組みをとっているわけでございます。この基準としてという考え方は、特に今回の改正法案の中で、特殊事情があるということとで合理的な説明がつくものについてはもちろん変え得るわけですが、そうでない、そういう合理的な理由がない限りは、国の職員について定められる定年と同じものを決めていただくというのが私どもの指導の考え方でございます。

○久間委員 いまの御説明を聞きまして大体わかったわけでございますけれども、よほど事情がない限り、六十歳を基準としてそれで決めていくのだ。ただ、これは給与の問題のときもそうでしたけれども、国においてわたりの制度を認めて、国家公務員の場合、たとえば四等級から三等級に一等級だけならわたりはいというふうになつておつたのが、現実的な運用としては二つも飛び越えて、あるいは下から上まで全部わたつていくような運用の仕方を地方自治団体としてはやらない

るところもあつたわけなんです。ところが自治省としては、最近になるまでそういうことはなかなかつかんでおられなかった。

それと同じで、こういう問題についてもよほどきつとしないといふ、こういうことを言つてはいけませんけれども、ある首長なら首長が組合と同じような気持ちになつて、うちはもつと延ばそうじゃないか、六十五にしても構わぬじゃないか、法律的にはこれで違法にはならないのだ、少し自治省からやされるかもしれないけれどもそれでいいんじゃないかという形でやつていった場合には、やり得る余地が残っているんじゃないか。

その場合、最終的にはそういう首長に対しては否定する形で、もちろん国民世論が黙つていないとは思いますが、そういうことが一例でも二例でも出てきますと、今度はそれを前例としてほかの自治団体の首長が上り上げて、うちも六十五にしろというふうな形になつてくる。民間が六十五になつたときに、こちらが六十五になる、あるいは国家公務員と合わせて全部がなるならいいのですけれども、そうじゃなくて、民間が五十五からやつと六十になろうとするときに、六十歳の定年制がしかれたのを一部の組合と交渉する団体だけが六十五や七十にしてしまふというふうなことがあつてはいかぬと思うので、その点は指導に遺憾なきを期していただきたい、そのように思うわけですが。

次に、自治労等の一部の団体がこの法案に反対しているというふう聞いています。自分たちの職場の年限を決められるわけですから、その気持ちはわからないわけではあります。しかし、公務員という立場を考へてみますと、やはり国民あるいは地方公共団体の住民全体の奉仕者であるわけですから、国民が新陳代謝、若返りを願つておる、そして民間並みに、あるいはそれよりもむしろ有利ですから、まだ民間は五十五から五十八の定年制のところもあるわけですから、民間と比べたら六十というのはまだ幾分有利なんです。そういう有利な条件でもいいからとにかく定年

制をしていくという希望を、先ほどの世論調査でもわかるとおり国民は非常に強く持つてゐる。それに同調するのが、これまた民主国家の原則であるというふうな考えです。こういうふうな定年制の導入によつて、かえつて自治労等もこの際若い力を導入することができるようになるのではないかと、あるいはまた組合の考え方の動脈硬化といひますか、そういうのを防ぐことにもなるのではないかと、そういうふうに考えられますけれども、非常に反対が強いというふうなことを聞いておるのですが、自治省としてその辺のようになつておるのか、ちよつと尋ねてみたいと思ひます。

○官廳政府委員 自治労等の労働団体は、いま御質問にありましたように、この定年制につきましては反対の態度をとつております。私も、これまでこの問題について何回か話し合ひをしたわけですが、その中でどういふ点が反対なのかという点についてでございしますけれども、自治労の運動方針なりあるいは公務員共闘が出してあります声明等から見ますと、反対理由は五つほどあります。

一つは労働基本権、特に団体交渉権との関連において、それが回復されない限り定年制の法制化は反対であるというのが第一点。それから第二点は、定年制度の法制化というのは一方的に行われべきではないといふことを言つております。それから第三番目の点は、民間において定年延長の方向が打ち出されているのに定年制度を導入すべきではない。第四は、現在の退職給付制度が十分な効果を上げてゐるのだから定年制度を導入すべきではない。それから第五番目は、人事院見解の中でいろいろ検討課題といふものを指摘してゐる、したがつて定年制度だけを走らせるのではなくて、そういう課題の検討結果を踏まえた上で長期の展望に立つて導入すべきではないか、こういったところが主な反対の理由のようでございます。

それで、こういう点について自治省としては次のように考へておるわけでございます。

第一は、労働基本権の回復が定年制度導入の前提ではないかという主張でございしますが、現在、公務員につきましては労働基本権が制限をされておりますのは、公務員が国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務をするという地位の特殊性に基づいて、そういう制限をされておるわけでございます。そしてまたそのために、地方公務員の任免とか分限、給与を含む等の基本的な事項につきましては法律できちんとその身分保障をする、こういう仕組みをとつておるわけです。したがって、今回の定年制度というものは、その地方公務員の身分保障に係る定年制度を新たに設けるといふことで、これは国会の御審議を得て法律改正という形で地方公務員の身分保障の中の定年制度というものを設ける、こういうことでございします。

第二の点は、一方的にその法制化をすべきではないといふことを主張されておるわけでございますが、私どももいたしましては、法案を出すまで、出した後も、関係の職員団体等といふいろいろ話し合ひを行つてきております。また、定年制が実施されるということになりましたら、必要に応じて関係の団体あるいは連合組織ともいろいろ意思疎通を図つていくことについてはやぶさかではありません。

それから、民間の定年延長傾向との関係についての反対論でございしますが、今回の定年制度の導入に当たりましては、民間企業でも六十歳定年といふものが定着しつつあります。今後のわが国の人口高齢化の傾向の中で諸般の事情といふものを総合的に判断いたしますと、定年年齢を原則六十といふことで定めるといふことは妥当なものであるといふふうに考へておるわけでございます。また、そういう六十歳という定年年齢を決めることが、先ほど大臣からも御答弁がありましたように、そういう意味では国の雇用政策とも合致をしておる、こういう考えをとつておるわけでございます。

ます。

それから、勤奨退職があるからいいのではないかと主張していますが、これについてもただいま御質問に対していろいろお答えをしたように、勤奨の制度というものは個々の職員に退職を勧奨するという、そういう事実上の行為でございまして、職員の意思にかかわっておるわけでございしますから、必ず一定の年齢で退職をするという制度的な保障がないわけでございします。そのため長期的な人事計画が立てにくい、あるいは職員間でやめる人とやめない人との間の不公平感というものがでてくるというような問題がありまして、どうしても勤奨退職という制度には限界があるわけでございします。そういう問題点、弊害というものをなくすためには、やはり今後の高齢化社会というものもあわせ考えますと、定年制度というものを導入をして、適切な退職管理制度の仕組みをつくるということがどうしても必要だということに考えておるわけでございします。

それから第五の、人事院の諸制度の検討結果を踏まえてからやるべきではないかということでございます。これは人事院の見解におきまして、今後の検討課題としていろいろな人事関係諸制度の検討を挙げておりますが、定年制度の導入によりまして職員の在職期間というものはそこで明確になるわけでございします。そういう制度づくりをした上で、長期的な展望に立った計画的な安定した人事管理を進めるためにいろいろな研究をしていく必要がある、こういうふうに出ておるものと理解をしておるわけでございします。そういう意味合いから、定年制度というものの検討結果後でなければならぬ、こういうことにはならないのではないかとこのものが私どものこれに対する考え方であります。

○久間委員 いまおっしゃられたように、自治省の考え方で私はいいと思うのです。自治労等も反対しておられますけれども、私は先ほど学校の先生の例で言ったときに、その六十七歳の先生の話のときに、分会長をしているある学校の先生に

言ったのです。そうしたら、自分たちも正直言っ

てもう年金ももらえて、いいのじゃないかと思うけれども、代議員が出てきて自分の真前にその人が座るのだ、そうすると内部でもなかなか話がでにくいのだというふうなことから、えてして話がたてまえ論ばかりになってしまふのです。ところが現実の問題としては、六十歳というのはまあまあいい線だというのが現在のすべての国民の認識じゃないかと思うのです。だから、そういう意味では、自治労等もそういうふうな反対の態度を表明しておられるようでございしますけれども、実態面をもう少し突っ込んで、自治省としても自信を持ってこの法案に取り組んでいただいて結構じゃないか、そういうふうにも思います。

ところで、あとちょっとありますから二点ほど質問しておきたいと思ひます。

年金受給資格にまだ満たない人、これを勤務延長とか再任用によって救済すべきだ、そういう考えが一部にあると思ひますけれども私はこれはおかしいのじゃないか、これは別途配慮すべきであつて、再任用あるいは勤務延長はきつと最初から指導しておかないと、これまたさつき言ったようにルーズにいろいろと利用されてしまふおそれがありはせぬかと思ひますけれども、この点についてはどうお考えですか。

○宮尾政府委員 勤務延長につきましては、これは法律の中にも明確に規定をしてあります。それは、その職員の職務の特殊性または職務遂行上の特別の事情から見まして、職員が定年によつて退職すると公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があると認められるとき、そういうときに勤務延長という制度でさらに継続して勤務をさせる、こういうことができる制度でございします。

それから再任用につきましては、これも法律の中にありますように、退職した職員について、その者の能力とか経験等を考慮して、なお公務の能力的な運営を確保するために再任用した方がよいという場合について再任用の措置をとることがで

きる、こういうふうな規定をされております。し

たがいます。この勤務延長なり再任用の仕組みというものはそういう事情があるときに限つて行ふべきであつて、年金受給資格がない人については、これはそういう制度で救うというよりも、別途年金制度自体の問題として検討すべき問題だといふふうな考えでおるわけであります。

○久間委員 そのお答えのように私も思うのです。しかし、たとえば特別昇給制度にしたつて、著しく功績があつた人を特別昇給させることができるといふ規定になつておるわけですが、現実には一律三短や、一律六カ月短縮をやるといふ形で一斉に上げておるのです。法律上はそうなつておつても、運用でかなりそういうふうなルーズになつてしまつておるわけです。だからこの法律が通つた場合でも、注意しておかないとそういうふうになるおそれがあるのではあえて念を押しておるわけでありまして、これまた指導に十分注意してもらいたい。

それと、それじや年金受給に満たない人に対しては一体どうするか。いままではその人がずっと勤務を延ばして、退職勤奨に應じずにやつておつた。これはまた何か考えてやらねえといふかぬのじゃないかといふ気もするわけです。これらについて、自治省として何かお考えになつておるのかどうか。たとえば期間の比率に依つて、これは厚生年金も全部そうでしょうけれども、期間未満であつても一定金額がダウンするくらいでそう不公平にならないような制度をつくらうか、何か別途考えておられるのかどうか、その辺について御見解を聞いておきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 定年制度が実施された場合に、年金の受給資格を持たない人がどれだけ出てくるかということが一つ、その実態の問題としてあるわけでございしますが、私もどなたもいましてはそれは非常に数が少ないであらう。特に通算退職年金制度があるわけでございします。この制度によつても受給資格がない、こういう方は非常に限られた数であらうといふふうな思つておりま

す。

そこで、しかし数は少ないにしてもそういう人たちがあつたということになりますと、これは年金制度の面でやはり検討をする必要があるであらうといふふうな考えであります。今度の国家公務員について定年制度が設けられると同じ問題が地方公務員についても出てくる可能性がありますから、これを共通問題として、たとえば厚生年金等民間の年金制度でも若干の特例措置がありますから、そういうものを一つの参考としながら前向きで検討すべきではないか、こういうふうな考えでおるわけでございします。

○久間委員 時間が来たようでございますから、人事院あるいはその他の部局に対する質問は取りやめさせていただきますと思ひますけれども、最後に大臣にお願いしておきたいことは、本日に冒頭に言いましたように、地方に帰りますと、いつこの定年制は通るのですか、早くしてくださいます、そういう声ばかりなのです。だから、とにかく大臣は自信を持って、この問題と真正面から不退転の決意でぜひ取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○左藤委員長 今回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十九分散会

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和五十六年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「昭和五十六年改正後の法」と

いう。第九十三条の五第一項、第九十三条の六、第七百七条第一項、第七百七十四条第三項、第七百七十四条第四項及び附則第二十五条第一項の規定並びに第五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「昭和五十六年改正後の施行法」という。）の規定（第三條の三第一項第五号の規定を除く。）並びに附則第三條第二項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附則第二條中「第三條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「昭和五十六年改正後の法」という。）を「昭和五十六年改正後の法」に改める。

附則第三條第一項中「第五條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「昭和五十六年改正後の施行法」という。）を「昭和五十六年改正後の施行法」に改め、同條第二項中「昭和五十六年三月三十一日において現に」を「昭和五十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日において」に改める。

昭和五十六年五月十八日印刷

昭和五十六年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局